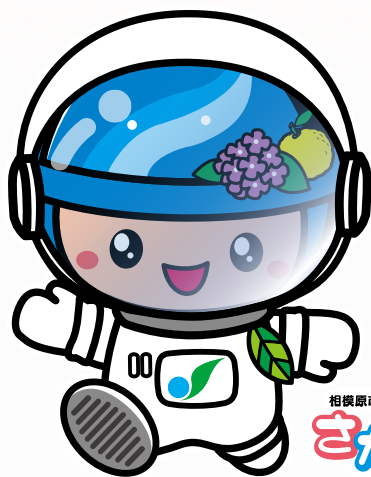


市 税 の し お り

2023年度 市 税 の し お り



相模原市マスコットキャラクター
さがみん

相模原市財政局

2023年度 (令和5年度) 市税のしおり

目次

Contents

1 市の予算 1

2 市税収入の内訳と推移 2

3 市税のあらまし 3

① 市民税 4

個人市民税 4

[Q&A]

- ・年の途中で市外へ引っ越した場合の個人市民税・県民税は？ 21
- ・亡くなった人の個人市民税・県民税の課税は？ 21
- ・収入がなかった場合、個人市民税・県民税の申告は必要？ 21
- ・遺族年金収入だけの場合の個人市民税・県民税は？ 22
- ・出国した場合の個人市民税・県民税の課税は？ 22
- ・会社を退職した場合の個人市民税・県民税は？ 23
- ・生命保険金の受け取りと税金は？ 23
- ・医療費を支払った場合の申告は？ 24
- ・令和5年1月に支払った医療費の申告はいつするの？ 25
- ・主婦がパートタイマーで働いたときの個人市民税・県民税は？ 25
- ・個人市民税・県民税の税額を自身で試算するには？ 26
- ・所得税の還付を受けるための確定申告書はいつ提出してもいいの？ 26
- ・公的年金からの特別徴収とは？ 27

法人市民税 28

② 固定資産税 30

[Q&A]

- ・地価は下がっているのに税額が上がるのは？ 43
- ・年の途中で土地や家屋を売買したときの課税は？ 43
- ・家屋の固定資産税が急に高くなったのは？ 44

③ 軽自動車税 45

[Q&A]

- ・転出する場合の原動機付自転車の手続きは？ 49
- ・年度途中で原動機付自転車を譲渡した場合の軽自動車税(種別割)は？ 49
- ・令和5年7月1日に創設された「特定小型原動機付自転車」とは？ 49

④ 市たばこ税 50

⑤ 入湯税 51

⑥ 事業所税 52

⑦ 都市計画税 53

4 納税 54

5 審査請求・審査申出 63

6 市税に関する証明と閲覧 64

[Q&A]

- ・転入した場合の市民税・県民税課税証明書は？ 67
- ・本人以外の方の税証明書の申請は？ 67
- ・相続のために固定資産の証明書を取るには？ 67

7 市税の電子申告・電子納税 68

8 市税の窓口案内 69

9 市税務関係課(所)案内図 70

10 国税・県税のあらまし 71

11 マイホームに関する税 73

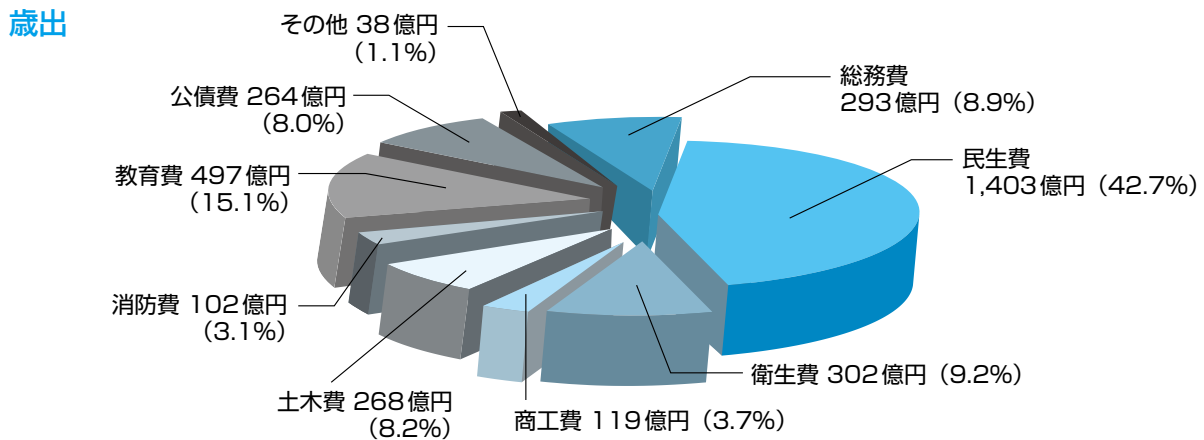
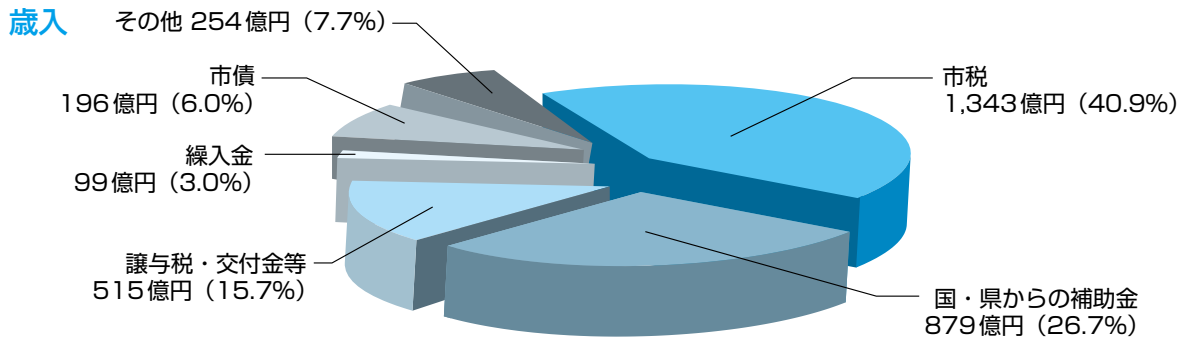
12 自動車に関する税 77

1 市の予算

令和5年度当初予算のポイント

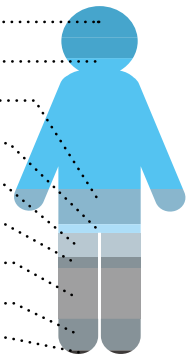
令和5年度一般会計当初予算は、令和4年度と比べ174億円増加の3,286億円となり過去最大の規模となっています。これは、市税が大幅に増収となったことや、扶助費等の社会保障関連経費が引き続き増加していることなどによるものです。

令和5年度一般会計 当初予算 3,286億円



市民1人当たりの予算は？ (相模原市人口 724,724人 (R5.4.1現在)※「統計さがみはら」より)
 一般会計の予算を市民1人当たりへ換算すると、約45.3万円となります。
 目的別に分けて、その内訳を見てみましょう。

総務費	市役所の運営や広報、防災活動などのために	4.0万円
民生費	高齢者・障害者福祉や医療、子育て支援などのために	19.4万円
衛生費	健康の推進やごみ処理などのために	4.2万円
商工費	商工業や観光振興などのために	1.6万円
土木費	公園・道路・河川の整備などのために	3.7万円
消防費	消防や救急活動などのために	1.4万円
教育費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などのために	6.9万円
公債費	借入金の返済などのために	3.6万円
その他	議会運営、勤労者福祉対策、農業振興などのために	0.5万円



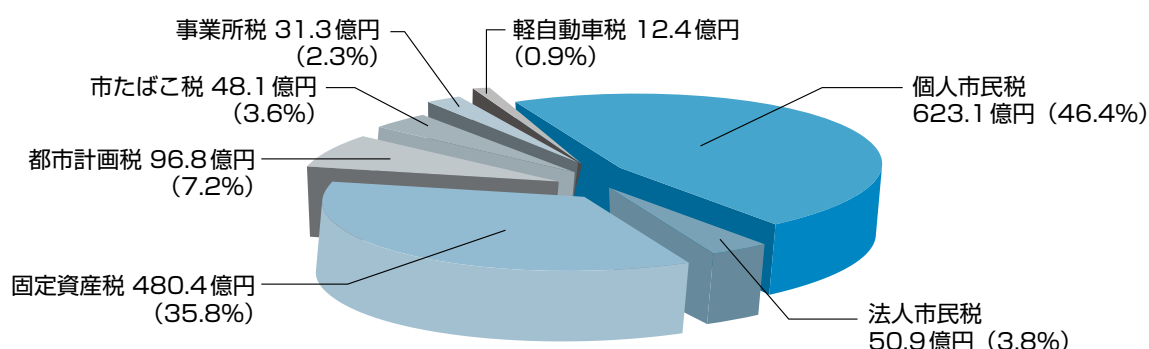
2 市税収入の内訳と推移

市税収入の内訳

令和5年度の市税の当初予算額は1,343億円で、一般会計の歳入全体の40.9%を占め、市政を推進する重要な財源になっています。

市税収入の主な内訳は、市民税（個人市民税・法人市民税）が50.2%で最も多く、次いで、固定資産税が35.8%、都市計画税が7.2%となっています。

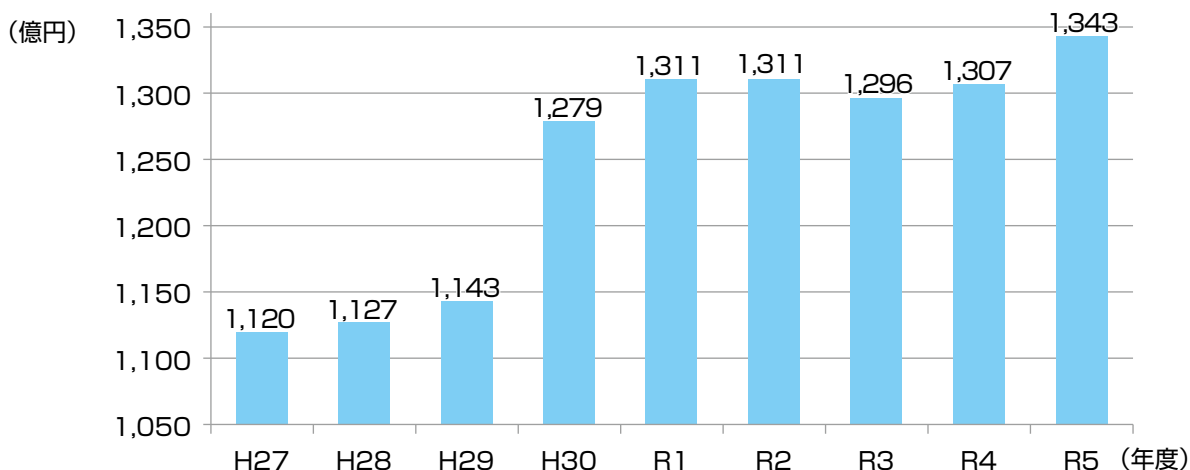
市税1,343億円の内訳



市税収入の推移

令和5年度の市税収入は、令和4年度に比べ36億円増の1,343億円となる見込みです。

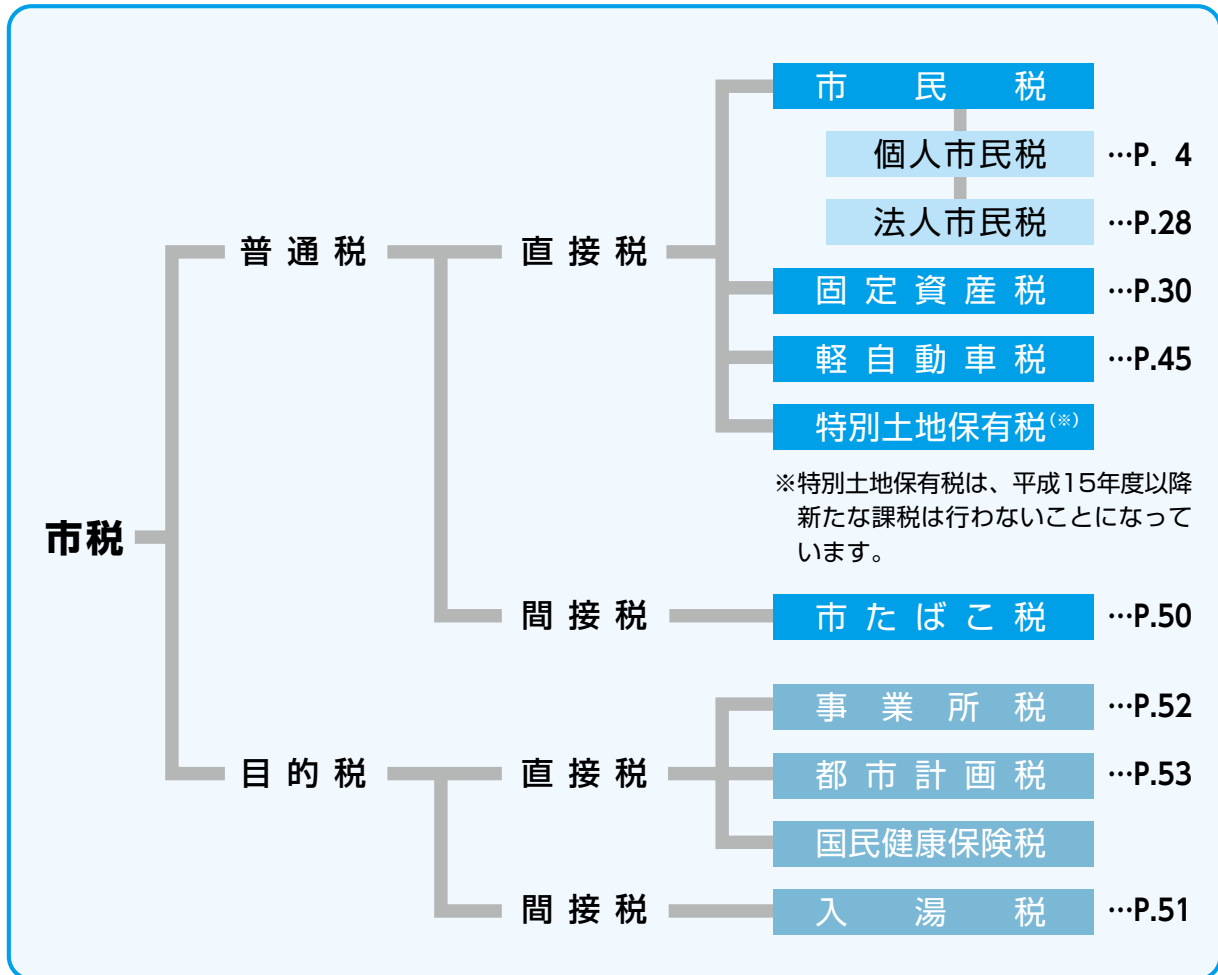
令和4年度の予算編成時と比べ、個人市民税は納税義務者数の増加などにより約14.6億円の増収、法人市民税は企業収益の持ち直しにより約5.5億円の増収、固定資産税は新築の建物の増加などにより約9.7億円の増収を見込んでいます。



※平成27～令和3年度は決算額、令和4年度及び5年度は当初予算額

3 市税のあらまし

相模原市では、次に掲げる税目を課税しています。



税の分類

普通税	税金の使いみちが特定されておらず、国や地方公共団体の一般経費にあてられる税金
目的税	税金の使いみちが特定されており、定められた目的又は事業の経費にあてられる税金

直接税	税金を負担する人が、直接納める税金
間接税	実質的に税金を負担する人と、実際に納める人が異なる税金

市民税

市民税は、県民税とあわせて一般に住民税と呼ばれ、地域社会の費用を住民が負担するという性格をもっています。

市民税には、個人が負担する個人市民税と、会社などが負担する法人市民税があります。

個人市民税

個人市民税は、区内に住所がある人、お住まいの区とは別の区に事務所、事業所又は家屋敷がある人及び相模原市に住所はないが、相模原市に事務所、事業所又は家屋敷がある人にかかる税です。この税は、市の行政サービスを維持するために要する費用として均等割と所得割から構成されています。

均等割とは、広い範囲の人に負担していただく税です。非課税の人を除き、一定額を負担していただきます。

所得割とは、その人の税金を負担できる力（担税力）に応じて、前年の所得金額と所得控除額に基づいて計算し、負担していただく税です。

なお、個人県民税については、市が個人市民税とあわせて徴収することとなっています。

●納税義務者●

個人市民税を納付していただく人（納税義務者）と税額をまとめると、次のとおりです。

納税義務者	納める税額
区内に住所を有する人	均等割額と所得割額の合計額
区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する人で、その区内に住所がない人*	均等割額

区内に住所があるかどうか、また、事務所等があるかどうかは、その年の1月1日現在（**賦課期日**）の状況で判断します。

したがって、たとえば令和5年1月1日に相模原市に住所があれば（相模原市に住民登録をしていれば）、その後市外へ転出しても、令和5年度の個人市民税は相模原市に納めていただくこととなります。

※地方税法第737条の規定により、政令指定都市の区は1つの市とみなされることから、住所と異なる区に事務所等がある場合、均等割を課税します。たとえば南区に住所があり、中央区に事務所等がある人の場合、住所地の南区で均等割額と所得割額を、事務所等の所在地の中央区で均等割額をそれぞれ課税します。

●個人市民税が課税されない人●

【均等割・所得割ともにかからない人】

- 賦課期日時点で生活保護法による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親*で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
 ※参考 給与所得のみの方は、年収が204万4千円未満の場合に該当します。

*寡婦・ひとり親については12ページ参照

【均等割がかからない人】

- 前年の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者}^{*1} + \text{扶養親族数}^{*2}) + 10\text{万円} + 21\text{万円}$
(21万円の加算は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ)
同一生計配偶者には、控除対象配偶者^{*3}も含まれます。
《参考》妻と子供2人を扶養している給与所得のみの人は、年収が256万円未満の場合に該当します。

【所得割がかからない人】

- 前年の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人
 $35\text{万円} \times (\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 10\text{万円} + 32\text{万円}$
(32万円の加算は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ)
《参考》妻と子供2人を扶養している給与所得のみの人は、年収が271万6千円未満の場合に該当します。

- ※1 同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にしている配偶者のうち、その年の合計所得金額が48万円以下であり、青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者ではない人を指します。
- ※2 扶養控除の対象とならない16歳未満の扶養親族も扶養親族の数に含まれます。
- ※3 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、配偶者控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えない人の配偶者を指します。
- *合計所得金額については7ページ参照
- *給与所得の計算方法 9ページ参照



税額の求め方

●均等割●

税目	税率
市民税	3,500円
県民税	1,800円 [標準税率 1,500円 上乗せ率※ 300円]

- 東日本大震災を踏まえて、全国の都道府県・市町村では、防災・減災のための施策に要する費用の財源を確保するため、平成26年度から令和5年度まで、市民税・県民税の均等割額がそれぞれ500円引き上げられています。
- 個人市民税の増収分を活用して実施する施策「さがみはら防災・減災プログラム」につきましては、市ホームページの暮らし・手続き → 防災・防犯・消費生活 → 防災・危機管理情報 → 市や関係団体の取り組みや制度 (ページ番号 1008806) からご覧になれます。

●所得割<総合課税分>●

所得割の税額は、前年中の総合課税の所得金額をもとに、次のように計算します。

①所得金額の計算

収入金額－必要経費等＝所得金額

所得の種類ごとに、収入金額から必要経費等を差し引いて所得金額を計算します。

*9・10ページ参照

②課税所得金額の計算

所得金額－所得控除額＝課税所得金額

(1,000円未満の端数切捨)

①で算出した所得金額から各種の所得控除額を差し引いて課税所得金額を計算します。

*所得控除額は10～13ページ参照

*課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

③税額の計算

課税所得金額×税率－税額控除額＝税額

(100円未満の端数切捨)

②で算出した課税所得金額に税率をかけ、税額控除額を差し引いて所得割額を計算します。

*税額控除額は14～16ページ参照、計算例は20ページ参照

税目	税率
市民税	8%
県民税	2.025% [標準税率 2% 上乗せ率※ 0.025%]

※神奈川県では水源環境の保全・再生に取り組んでおり、その財源を確保するため、平成19年度から令和8年度まで県民税の超過課税が実施されています。

*土地・建物等の譲渡所得や退職所得など、他の所得と区分して課税される所得(分離課税)については、「課税の特例」(17・18ページ)を参照してください。

税の一口メモ

総所得金額、合計所得金額、総所得金額等の違い

これらの言葉は、個人市民税・県民税の計算に用いられ、どれも所得の合計を表す似た言葉ですが、税法上少しずつ違いがあり、用いられる場面が異なります。

違いは次のとおりです。

総所得金額 ▶ 次の①+②の額

- ①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、総合課税の短期譲渡所得及び雑所得の金額の合計額
(損益通算後の金額)
- ②総合課税の長期譲渡所得と一時所得の金額の合計額
(損益通算後の金額) の2分の1相当額

合計所得金額 ▶ 次の所得の金額の合計額(純損失又は雑損失などの繰越控除がある場合は控除前の額)

- ・総所得金額
 - ・分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除適用前)
 - ・分離課税の一般・上場株式等に係る譲渡所得の金額
 - ・分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額
 - ・分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額
 - ・山林所得及び退職所得^{※1}(2分の1後)の金額
- <合計所得金額を用いる場面>^{※2}
- ・非課税限度額(所得割非課税を除く)
 - ・扶養控除・配偶者特別控除の所得判定
 - ・寡婦・ひとり親控除の所得要件の判定

総所得金額等 ▶ 次の所得の金額の合計額(純損失又は雑損失などの繰越控除がある場合は控除後の額)

- ・総所得金額
 - ・分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額(特別控除適用前)
 - ・分離課税の一般・上場株式等に係る譲渡所得の金額
 - ・分離課税の上場株式等に係る配当所得の金額
 - ・分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額
 - ・山林所得及び退職所得(2分の1後)の金額
- <総所得金額等を用いる場面>
- ・所得割の非課税限度額
 - ・雑損控除の判定
 - ・医療費控除の判定
 - ・寄附金控除の判定



※1 分離課税の対象となる退職所得は除きます。

※2 土地を売買したことにより生じた所得のみの方が、特例控除により課税される所得がなくなったとしても、均等割の非課税基準は合計所得金額(特例控除前)で判断するため、均等割が課税されることがあります。

●所得の種類●

所得の種類及び所得金額の計算方法は、次の表のとおりです。

	所得の種類	所得の具体例	所得金額の計算方法	
総合課税	①利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額	
	②配当所得※1	株式や出資金に対する利益の配当など	収入金額－株式などの元本取得に要した負債の利子	
	③不動産所得	家賃、地代、権利金、船舶・航空機の貸付料	収入金額－必要経費	
	④事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生じる所得	収入金額－必要経費	
	⑤給与所得	給料、賃金、賞与など	給与所得の計算方法によって求めた額 *給与所得の計算方法 9ページ参照	
	⑥譲渡所得	書画・ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得〔保有期間により長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。〕	長期	(収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額：最高50万円) (×1/2)*2
			短期	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額：最高50万円
	⑦一時所得	生命保険の満期金、競馬・競輪などの払戻金などの所得	(収入金額－必要経費－特別控除額：最高50万円) (×1/2)*2	
⑧雑所得	公的年金や、上記の所得にあてはまらない所得	(公的年金等所得の計算方法によって求めた額) + (公的年金等以外の収入金額－必要経費) *公的年金等所得の計算方法 9ページ参照		
分離課税	⑨土地・建物等の譲渡所得	土地・家屋などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－資産の取得価額などの経費－特別控除額 *課税の特例 17ページ参照	
	⑩株式等に係る譲渡所得	株式等を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費 *課税の特例 17ページ参照	
	⑪先物取引に係る雑所得	商品先物や有価証券先物の取引による所得	収入金額－必要経費 *課税の特例 17ページ参照	
	⑫山林所得	山林・立木などの譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額：最高50万円	
	⑬退職所得	退職金など	(退職手当等の収入金額－退職所得控除額) × 1/2 *課税の特例 18ページ参照	

※1 上場株式等に係る配当所得等については、総合課税(配当所得のみ)以外に申告分離課税や申告不要制度を選択することができます。(18ページ 税の一口メモ参照)(26ページ Q&A参照)
なお、納税通知書送達後に、上場株式等に係る配当所得等を確定申告しても、個人市民税・県民税の税額算定には算入することができません。

※2 ×1/2は税額の計算をする際に適用します。

○給与所得の計算方法

給与所得については、次の表のとおり所得金額を計算します。

収入金額	端数の処理	所得金額
～ 550,999円	端数処理は行いません	0円になります
551,000円～ 1,618,999円		-550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円		1,069,000円になります
1,620,000円～ 1,621,999円		1,070,000円になります
1,622,000円～ 1,623,999円		1,072,000円になります
1,624,000円～ 1,627,999円		1,074,000円になります
1,628,000円～ 1,799,999円	収入金額を4,000で割り、小数点以下の端数を切り捨てた後、再び4,000を掛けます	×60%+100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円		×70%-80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円		×80%-440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	端数処理は行いません	×90%-1,100,000円
8,500,000円～		-1,950,000円

○公的年金等所得の計算方法

公的年金等については、次の表のとおり所得金額を計算します。

受給者の年齢	収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和33年1月 2日以後に 生まれた人)	1,299,999円～	-600,000円	-500,000円	-400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	×75%-275,000円	×75%-175,000円	×75%-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	×85%-685,000円	×85%-585,000円	×85%-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	×95%-1,455,000円	×95%-1,355,000円	×95%-1,255,000円
	10,000,000円～	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000円
65歳以上 (昭和33年1月 1日以前に 生まれた人)	3,299,999円～	-1,100,000円	-1,000,000円	-900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	×75%-275,000円	×75%-175,000円	×75%-75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	×85%-685,000円	×85%-585,000円	×85%-485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	×95%-1,455,000円	×95%-1,355,000円	×95%-1,255,000円
	10,000,000円～	-1,955,000円	-1,855,000円	-1,755,000円

※遺族年金、障害年金は非課税年金です。

●所得金額調整控除●

次の①または②のいずれか、もしくは両方に該当する場合は、それぞれの算式により算出された額を給与所得の金額から控除します。

①

適用条件	所得金額調整控除額	
給与等の収入金額が850万円を超え、かつ次のいずれかに該当 ・本人が特別障害者に該当する ・特別障害者に該当する同一生計配偶者または扶養親族を有する ・年齢23歳未満の扶養親族を有する	収入金額が1,000万円以下	(給与等の収入金額－850万円)×10% (端数切り上げ)
	収入金額が1,000万円超	15万円

②

適用条件	所得金額調整控除額	
給与所得と公的年金所得の双方があり、双方の合計所得が10万円超	いずれかの所得が10万円以下	(給与所得金額*＋年金所得金額*)－10万円
	各所得が10万円超	10万円

※所得が10万円を超える場合は、10万円をその所得金額として計算します。

※①・②ともに損益通算前の給与所得の金額から控除します。

※①・②ともに該当する場合は、①の控除の適用後に②の控除が適用されます。

●所得控除●

納税者の実情に応じた税負担を求めるために、その納税者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、病気や災害などによる臨時の出費があるかどうかなどの個人的事情を考慮して、所得金額から次の金額を差し引くことになっています。

種類	所得控除の要件	控除金額の計算方法
雑損控除	災害や盗難などにより資産に損害を受けた場合	次の①と②のいずれか多い方の金額 ①(損失の金額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等×10%) ②災害関連支出の金額－5万円
医療費控除 〔右のⅠとⅡのうちどちらかを選択〕	Ⅰ 医療費を支払った場合 Ⅱ 健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行う方で、特定一般用医薬品等購入費がある場合(セルフメディケーション税制※)	(支払った医療費－保険金等による補てん額)－{(総所得金額等×5%)又は10万円のいずれか少ない額} 控除限度額：200万円 (支払額－保険金等による補てん額)－12,000円 控除限度額：88,000円 ●健康診断等の費用は、原則として医療費控除の対象とはなりません。

※セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として「一定の取組」を行っている納税者が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族のために特定一般医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除(医療費控除)を受けることができる制度を指します。

医療費控除の特例であるため、この特例の適用を受ける場合、現行の医療費控除を受けることはできません。セルフメディケーション税制の対象品目一覧や、「一定の取組」の証明方法は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

種 類	所得控除の要件	控除金額の計算方法										
社会保険料控除	社会保険料（健康保険料、年金の掛金、介護保険料など）を支払った場合	支払った金額										
小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済等掛金や心身障害者扶養共済の掛金、確定拠出年金法の企業型・個人型年金加入者掛金を支払った場合	支払った金額										
生命保険料控除	I 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）の保険料や掛金を支払った場合 ①生命保険契約等の保険料や掛金 ②介護医療保険契約等の保険料や掛金 ③個人年金保険契約等の保険料や掛金	◆①、②、③それぞれについて 下表により計算した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> ◆①、②、③のうち、複数に該当がある場合 それぞれについて計算した額を合計した額 （合計適用限度額：70,000円）	支払保険料	控除額	12,000円以下	全 額	12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円	56,000円超	28,000円
	支払保険料	控除額										
	12,000円以下	全 額										
12,000円超 32,000円以下	支払保険料×1/2 +6,000円											
32,000円超 56,000円以下	支払保険料×1/4 +14,000円											
56,000円超	28,000円											
II 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）の保険料や掛金を支払った場合 ①生命保険契約等の保険料や掛金 ②個人年金保険契約等の保険料や掛金	◆①、②について 下表により計算した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払保険料×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> ◆①と②両方に該当がある場合 それぞれについて計算した額を合計した額 （合計適用限度額：70,000円）	支払保険料	控除額	15,000円以下	全 額	15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円	70,000円超	35,000円	
支払保険料	控除額											
15,000円以下	全 額											
15,000円超 40,000円以下	支払保険料×1/2 +7,500円											
40,000円超 70,000円以下	支払保険料×1/4 +17,500円											
70,000円超	35,000円											
III 新契約と旧契約の両方で一般生命保険料控除、又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合 ①生命保険契約等の保険料や掛金 ②介護医療保険契約等の保険料や掛金 ③個人年金保険契約等の保険料や掛金	◆①、③について 新契約、旧契約それぞれの方法で計算した額を合計した額（限度額：28,000円） ◆②について 新契約のみの適用 ◆①、②、③のうち複数に該当がある場合 それぞれの方法で計算した額を合計した額 （合計適用限度額：70,000円）											
地震保険料控除	I 住宅や家財などの生活資産の地震保険の保険料や掛金を支払った場合	下表により計算した額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000円超</td> <td>25,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	50,000円以下	支払保険料×1/2	50,000円超	25,000円				
支払保険料	控除額											
50,000円以下	支払保険料×1/2											
50,000円超	25,000円											

種 類	所得控除の要件	控除金額の計算方法								
地震保険料控除	II 次の要件を全て満たす長期損害保険料契約の、保険料や掛金を支払った場合(経過措置) ①平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が19年1月1日以後のものは除く) ②満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約 ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの	下表により計算した額 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払保険料×1/2 +2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払保険料	控除額	5,000円以下	全 額	5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円	15,000円超	10,000円
	支払保険料	控除額								
5,000円以下	全 額									
5,000円超 15,000円以下	支払保険料×1/2 +2,500円									
15,000円超	10,000円									
	III IとIIの両方がある場合	IとIIで求めた金額の合計額(最高限度額: 25,000円) ※ただし、長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、「I地震保険料控除」又は「II長期損害保険料控除」のどちらか一方の控除しか受けられません。								
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障害者の場合	障害者1人につき 26万円 特別障害者の場合 30万円 ただし、特別障害者該当の人が同居の控除対象配偶者及び扶養親族の場合 53万円								
かふ 寡婦控除	前年の合計所得金額が500万円以下で次のいずれかに該当する人 ①夫と離婚した後、婚姻していない人で、子以外の扶養親族を有している人 ②夫と死別した後、婚姻していない人又は夫の生死が不明な人 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある場合を除く	26万円								
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、前年の合計所得金額が500万円以下であり、かつ、本人と生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有しているひとり親 ※住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」の記載がある場合を除く	30万円								
勤労学生控除	本人が勤労学生で、前年の合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人	26万円								

種類	所得控除の要件	控除金額の計算方法			
配偶者控除*	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする配偶者(控除対象配偶者)を有している場合(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く) ● 配偶者控除の年齢… 前年の12月31日時点の年齢	納税義務者の前年の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	1,000万円超
配偶者特別控除*	前年の合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が、生計を一にする配偶者を有する場合(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)	納税義務者の前年の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
扶養控除*	前年の合計所得金額が48万円以下の生計を一にする親族を有している場合(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く) ● 扶養親族の年齢… 前年の12月31日時点の年齢	前年の合計所得金額			
		48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
基礎控除	前年の合計所得が2,500万円以下の納税義務者	前年の合計所得金額		控除額	
		2,400万円以下		43万円	
		2,400万円超2,450万円以下		29万円	
		2,450万円超2,500万円以下		15万円	
		2,500万円超		控除適用対象外	

※日本国外に居住する配偶者及び扶養親族がいて、配偶者控除及び扶養控除等の適用を受ける場合は、親族関係を証明できる書類及び送金を証明できる書類を申告書に添付するか、申告書提出の際に提示してください。

税の一口メモ

個人市民税・県民税と所得税の主な違い

- ◎個人市民税・県民税には均等割があります。
地域の行政サービスを受ける広い範囲の人に、その費用を負担していただくという考えに基づき、個人市民税・県民税には均等割があり、市民税3,500円・県民税1,800円の定額(超過課税300円を含む)です。なお、所得税には均等割はありません。
- ◎課税の時期が違います
個人市民税・県民税：令和4年1月から令和4年12月までの所得に対して、令和5年度に課税します。
所得税：令和4年1月から令和4年12月までの所得に対して、令和4年中に課税します。
- ◎所得控除額が違います
個人市民税・県民税は、広い範囲の人に地域社会の費用を負担していただくという考え方により、所得税よりも所得控除が低くなっています。【例】基礎控除の場合、個人市民税・県民税は43万円、所得税は48万円
- ◎税率が違います
個人市民税・県民税：所得割の税率は、市民税8%、県民税2.025%(上乗せ率0.025%を含む)です。
所得税：5%から45%までの7段階になっています。

●税額控除●

算出された税額から、一定の金額を控除することができます。

○調整控除

平成19年度の税源移譲では、その前後で「個人市民税・県民税+所得税」の税負担が変わらぬよう税率が定められましたが、所得税よりも基礎控除や扶養控除等の人的控除額が低く定められていることから、同じ所得金額であっても個人市民税・県民税の課税所得金額が多くなってしまったため、この控除の差額分による税負担を減額調整します。

課税所得金額※	調整控除額
200万円以下の人	①又は②のいずれか小さい額の5%（市民税4%、県民税1%） ① 個人市民税・県民税と所得税の人的控除額の差の合計額 ② 個人市民税・県民税の合計課税所得金額
200万円超の人	{人的控除額の差の合計額 - (個人市民税・県民税の課税所得金額 - 200万円)}の5%（市民税4%、県民税1%） ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円とする。

※課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除は適用しません。

《個人市民税・県民税と所得税の人的控除額の比較》

人的控除		控除額			
		所得税	個人市民税・県民税	差額	
障害者除者	特別	40万円	30万円	10万円	
	同居特別	75万円	53万円	22万円	
	普通	27万円	26万円	1万円	
寡婦控除		27万円	26万円	1万円	
ひとり親控除	父	35万円	30万円	1万円※1	
	母	35万円	30万円	5万円	
勤労学生控除		27万円	26万円	1万円	
配偶者控除	普通	本人の合計所得金額が900万円以下	38万円	33万円	5万円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	老人	本人の合計所得金額が900万円以下	48万円	38万円	10万円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	32万円	26万円	6万円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	16万円	13万円	3万円
特別配偶者除者	配偶者合計所得金額が48万円超50万円未満	本人の合計所得金額が900万円以下	38万円	33万円	5万円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	26万円	22万円	4万円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	13万円	11万円	2万円
	配偶者合計所得金額が50万円以上55万円未満	本人の合計所得金額が900万円以下	36万円	33万円	3万円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下	24万円	22万円	2万円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下	12万円	11万円	1万円
	配偶者合計所得金額が55万円以上	本人の合計所得金額が900万円以下			0万円
		本人の合計所得金額が900万円超950万円以下			0万円
		本人の合計所得金額が950万円超1,000万円以下			0万円
扶養控除	普通	38万円	33万円	5万円	
	特定	63万円	45万円	18万円	
	老人	48万円	38万円	10万円	
	同居老親	58万円	45万円	13万円	
	基礎控除※2	48万円	43万円	5万円	

※1 ひとり親控除で、父の場合、旧寡夫控除（所得税27万円、市民税・県民税26万円）での差を適用します。

※2 調整控除、寄附金控除に用いる人的控除の差は合計所得により基礎控除が逡減、消失しても一律5万円となります。

○外国税額控除

外国で所得税、個人市民税・県民税に相当する税を課された場合で、所得税および個人県民税所得割から控除しきれなかった額は、所得税の外国税額控除限度額の24%を限度として、個人市民税所得割から控除されます。

- 配当控除**（上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税を選択した場合は適用されません。）
内国法人から受ける配当所得がある場合、次の算式により求めた金額が控除されます。

控 除 率	
課税総所得金額のうち、1,000万円以下の部分に含まれる配当所得	市民税 2.24% 県民税 0.56%
課税総所得金額のうち、1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	市民税 1.12% 県民税 0.28%

*証券投資信託の収益の分配に係る配当所得がある場合は、別の計算方法により控除額を算出します。

○配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除

特定配当等・源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、所得割額（税額控除後）から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。控除しきれない額については均等割額に充当し、充当しきれない額については還付等がされます。

※納税通知書が送達される時までに申告書の提出が必要です。（詳細は18ページ「税の一口メモ」参照）

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

対象者

平成21年から令和7年12月までの間に入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、申告した住宅ローン控除可能額が（住宅ローン控除前の）所得税額より大きい人

控除額（次の①、②のいずれか小さい額を個人市民税・県民税（所得割）から控除します。）

- ① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち前年分の所得税において控除しきれなかった額
- ② 前年分の所得税の課税総所得金額等の額に5%又は7%を乗じて得た額（下表のとおり）

入居時期	平成26年3月 まで	平成26年4月 から 令和元年9月 まで	令和元年10月 から 令和3年12月 まで	令和4年1月 から 令和5年12月 まで	令和6年1月 から 令和7年12月 まで
市・県民税の 控除限度額	所得税の課税 総所得金額等 の5%（上限 97,500円）	所得税の課税 総所得金額等 の7%（上限 136,500円）	所得税の課税 総所得金額等 の7%（上限 136,500円） （注1）	所得税の課税 総所得金額等 の5%（上限 97,500円） （注2）	所得税の課税 総所得金額等 の5%（上限 97,500円）
控除期間	10年	10年	13年	13年	10年

※所得税の課税所得金額等の額に7%を乗じる場合については、住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%の場合に限りです。

※申告した金額は、所得税から還付されるのではなく、翌年度の市・県民税の所得割から差し引きます。

（注1）住宅の対価又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合

（注2）令和4年中の入居に限り、新築住宅は令和3年9月まで、分譲住宅等は、令和3年11月までに契約していた場合には、所得税の課税総所得金額の7%（上限136,500円）を適用します。

【計算例】(令和5年度適用分)

令和4年分所得税	住宅ローン控除前の所得税額	6万円	イ
	住宅ローン控除可能額	10万円	ロ
	所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除可能額		
		イ-ロ=▲4万円 → 4万円	ハ
		*ハの金額を翌年度の個人市民税・県民税(所得割)から控除します。	
令和5年度住民税	住宅ローン控除前の個人市民税・県民税額	10万円	ニ
	住宅ローン控除後の個人市民税・県民税額		
		ニ-ハ=10万円-4万円=6万円	

申告

確定申告又は年末調整により所得税の住宅ローン控除を申告し、適用を受けることで、対象者は個人市民税・県民税の住宅ローン控除の適用が受けられます。

*確定申告書又は源泉徴収票に、『住宅借入金等特別控除(可能)額』と『居住開始年月日』が明記されていることが必要です。

○寄附金税額控除

控除対象

次の要件のいずれかにあてはまるもの

- ①都道府県、市区町村に対して寄附(いわゆる「ふるさと納税*」等)を行った場合
- ②住所地の都道府県共同募金会、日本赤十字社都道府県支部に対して寄附を行った場合
- ③都道府県又は市区町村が条例で指定した団体に対して寄附を行った場合(条例で指定したNPO法人も含む)

*被災地への寄附金・義援金は、被災自治体へ直接行うもののほか、他の自治体や国を通じて行うもの、日本赤十字社や中央共同募金会等を通じて行うものについても「ふるさと納税」として取り扱います。ただし、募金団体に対する義援金は、最終的に被災地方団体又は地方団体の義援金分配委員会等に拠出されることが新聞記事、募金要綱、募金趣意書などで明記されているものに限り「ふるさと納税」扱いとなりますが、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用はありません。

控除額

	市 民 税	県 民 税
基本控除 〔控除対象〕 ①②③	(寄附金の合計額 ^(※1) - 2千円) × 10% × 0.8	(寄附金の合計額 ^(※1) - 2千円) × 10% × 0.2
特例控除 〔控除対象〕 ① ^(※2)	(都道府県・市区町村への寄附金 - 2千円) × (90% - 0 ~ 45% × 1.021 ^(※3)) × 0.8 ^(※4)	(都道府県・市区町村への寄附金 - 2千円) × (90% - 0 ~ 45% × 1.021 ^(※3)) × 0.2 ^(※4)
申告特例控除 〔控除対象〕 ① ^(※5)	特例控除(市民税) × {0 ~ 45% × 1.021 ^(※3) } ÷ (90% - 0 ~ 45% × 1.021 ^(※3))	特例控除(県民税) × {0 ~ 45% × 1.021 ^(※3) } ÷ (90% - 0 ~ 45% × 1.021 ^(※3))

※1 寄附金の合計額の限度額は、総所得金額等の30%です。

※2 令和元年6月1日から、特例控除は総務大臣が指定した都道府県・市区町村への寄附金のみ適用します。

※3 人的控除の差額を控除した後の課税総所得金額(課税標準額)に応じた、所得税の限界税率 × 1.021(復興特別所得税)

※4 特例控除の限度額は、所得割の20%です。

※5 申告特例控除は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用時のみです。

ふるさと納税ワンストップ特例制度について

確定申告をする必要のない給与所得者等がふるさと納税を行った際に、次の①～③全ての要件を満たす場合、確定申告又は個人市民税・県民税の申告を行わなくても、ふるさと納税についての寄附金控除を受けることができます。

- ①ふるさと納税先団体が5団体以内であること
- ②ふるさと納税を行う際、各ふるさと納税先団体に特例の適用に関する申請書を提出すること
- ③確定申告又は個人市民税・県民税の申告を行わないこと*

※ワンストップ特例制度の申請をした方が、後から確定申告や個人市民税・県民税の申告を行った場合、ワンストップ特例制度の適用が受けられなくなるため、ふるさと納税を行った全ての金額を寄附金控除の計算に含め申告する必要があります。また、ふるさと納税で寄附金控除を受けるためには、総務省から指定を受けた地方団体への寄附であることが必要です。

●課税の特例●

個人市民税・県民税の所得割は、各種の所得金額を合計して税額を計算する総合課税を原則としていますが、土地・建物等の譲渡所得や退職所得などについては、他の所得と区分して、分離課税の方法により課税する特例が設けられています。

<譲渡所得の課税の特例>

個人が土地や建物等を買ったときは、買った土地や建物等の所有期間などによってその課税の仕組みが異なります。

土地や建物等の所有期間が、譲渡した年の1月1日に、5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といい、それぞれの算式により税額を計算します。

1 長期譲渡所得の計算

税額 = 課税長期譲渡所得金額 × 税率 [市民税4% 県民税1% 所得税15%]
(課税長期譲渡所得金額 = 長期譲渡の収入金額 - 必要経費 - 特別控除額*)

ただし、優良住宅地の造成等のための譲渡、一定の居住用財産の譲渡等の場合は、別の税率によります。

2 短期譲渡所得の計算

税額 = 課税短期譲渡所得金額 × 税率 [市民税7.2% 県民税1.8% 所得税30.0%]
(課税短期譲渡所得金額 = 短期譲渡の収入金額 - 必要経費 - 特別控除額*)

ただし、国や地方公共団体への譲渡等については、別の税率によります。

※土地・建物を買ったときの譲渡所得の金額の計算上、譲渡の理由等により、特例として特別控除が受けられる場合があります。限度額は、1年間で合計5,000万円です。

譲 渡 の 理 由	特別控除額
①収用事業のために土地や建物などを譲渡した場合	5,000万円
②自分が住んでいる家屋やその敷地を譲渡した場合	3,000万円
③特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
④特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
⑤農地保有合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

<株式等に係る譲渡所得の計算>

税額 = 株式等に係る譲渡所得金額 × 税率 [市民税4% 県民税1% 所得税15%]
(株式等に係る譲渡所得金額 = 株式等に係る譲渡の収入金額 - 必要経費)

＜上場株式等配当所得の計算＞

税額 = 上場株式等配当所得金額 × 税率 [市民税4% 県民税1% 所得税15%]
(上場株式等配当所得金額 = 上場株式等に係る配当等の収入金額 - 株式などの元本取得のために要した負債の利子)

＜先物取引に係る雑所得の計算＞

税額 = 先物取引に係る雑所得金額 × 税率 [市民税4% 県民税1% 所得税15%]
(先物取引に係る雑所得金額 = 先物取引に係る収入金額 - 必要経費)

＜退職所得の課税の特例＞

退職所得にかかる個人市民税・県民税は、事業者が退職手当等を支払う際に、税額を差し引いて市町村に納入することとなっています。

税額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2^{※1} × 税率^{※2}

退職所得控除額

勤続年数(1年未満の端数は切り上げます。)	退職所得控除額	
20年以下のとき	40万円 × 勤続年数	最低80万円
20年を超えるとき	70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円	

(注) 障害者になったことに直接起因して退職になった場合は、100万円を加算した金額が控除されます。

※1 勤続5年以下の法人役員等(法人税法上の役員)、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員は、×1/2の適用はありません。

※2 市民税6%、県民税4%

なお、令和4年1月1日以降に勤続5年以下の人(役員以外)に支払われる退職手当等の場合は次の算式で退職所得の金額を算出します。

- ・退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合
退職所得の金額 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 2分の1
- ・退職所得手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円超の場合
退職所得の金額 = 150万円 + 退職手当等の収入金額 - (300万円 + 退職所得控除額)

税の一口メモ

上場株式等の市民税・県民税の課税方式の選択について

源泉徴収票ありの特定口座において生じた上場株式等の譲渡による所得や、上場株式等の配当等(大口株主等が支払を受けるものを除く)による所得については、原則として申告が不要ですが、上場株式等の譲渡所得については申告分離課税での申告、上場株式等の配当等所得については総合課税又は申告分離課税での確定申告を行うことができます。

また、これらの所得について申告を行う場合には、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することができます。

※納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書、市民税・県民税申告書付表(上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の課税方式選択用)、確定申告書の写し、特定口座年間取引報告書の写しや配当金計算書を提出してください。

なお、上場株式等の配当所得及び譲渡所得のすべてを市民税・県民税で申告しない場合においては、確定申告書第二表の「住民税に関する事項」欄の「全部の申告不要」欄に○を記入することで、市民税・県民税の申告は不要になります。

※令和6年度(令和5年度分)の市民税・県民税から所得税と課税方式を一致させることになり、異なる課税方式を選択できなくなります。

●個人市民税・県民税の申告と納税●

1 申告

賦課期日（1月1日）に市内に住んでいる人は、3月15日までに前年の収入等を申告していただくことになっています。収入がない人も申告が必要です。

ただし、次の人は申告する必要はありません。

- ①前年中の所得が給与所得のみで、勤め先から給与支払報告書が提出されている人
- ②前年中の所得が課税対象となる公的年金に係る雑所得のみで、源泉徴収票に記載された控除以外に申告すべき控除がない人
- ③所得税の確定申告をした人

※①、②に該当する人や、確定申告をする必要がない人でも、その他の所得がある人、社会保険料・医療費等の各種控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

2 納税の方法

納税には、普通徴収と特別徴収の方法があります。

①普通徴収

市が送付する納税通知書によって、年税額を4回に分けて納めていただきます。

納期限は6月・8月・10月・翌年の1月の各末日までです。

②特別徴収

会社などの給与支払者又は年金を支給する年金保険者（特別徴収義務者）が、給与又は年金の支払いの際に、納税者の給与又は年金から税額を差し引き、納税者に代わって納めます。

納期限は徴収した月の翌月10日までです。

○給与からの特別徴収

年税額を6月から翌年5月までの12回に分け、毎月の給与支払いの際に給与から差し引かれます。

○公的年金からの特別徴収

・初年度の方は、年税額の2分の1を10月、12月、翌年2月の3回に分け、支給される公的年金から差し引かれます。（残りの2分の1は普通徴収の方法により、6月、8月の2回に分けて納めていただきます）

・前年度から継続されている方は、年税額を4月、6月、8月、10月、12月、翌年2月の6回に分け、支給される公的年金から差し引かれます。*詳しくは、27ページを参照

税の一口メモ

給与から特別徴収されていた人が年途中で退職した場合

納税者が退職などにより給与の支払いを受けなくなったときは、その翌月以降の特別徴収することができなくなった残りの税額について、次の場合を除き、普通徴収の方法により納めていただくこととなります。

- 1 会社などに再就職し、そこで引き続き特別徴収される場合
- 2 退職の際に給与・退職手当等から、残りの税額を一括で差し引かれる場合（一括徴収）
（6月1日から12月31日までの間に退職した場合、一括徴収で納めるか、普通徴収で納めるかは、納税者本人が選択できますが、翌年1月1日以降に退職した場合は、原則として一括徴収となります。）

※普通徴収・一括徴収への切替手続は、勤務していた事業所が行います。

個人市民税・県民税の計算例

家族構成：夫婦子供2人（収入は夫のみ、子の1人は16歳未満、1人は16歳～18歳）

収入：給与……………5,000,000円

支払：社会保険料……………500,000円

生命保険料……………120,000円（旧一般生命）、70,000円（新個人年金）、
60,000円（介護医療保険）

所得	所得金額の計算	収入金額－必要経費 *給与所得金額の計算方法は9ページ参照 5,000,000円×80%－440,000円=3,560,000円……………A (収入金額÷4,000、端数を切り捨てた後×4,000)												
	課税所得金額の計算	<table border="1"> <tr> <td>社会保険料控除……………</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>生命保険料控除……………</td> <td>70,000円(*上限額) {35,000円(旧一般生命)、28,000円(新個人年金)、28,000円(介護医療保険)}</td> </tr> <tr> <td>配偶者控除……………</td> <td>330,000円</td> </tr> <tr> <td>扶養控除(1人330,000円)……………</td> <td>330,000円 *子の1人は16歳未満のため扶養控除対象外となります。</td> </tr> <tr> <td>基礎控除……………</td> <td>430,000円</td> </tr> <tr> <td>計……………</td> <td>1,660,000円…B</td> </tr> </table> <p>*生命保険料控除は、合計が上限額を超えるため70,000円となります。</p>	社会保険料控除……………	500,000円	生命保険料控除……………	70,000円(*上限額) {35,000円(旧一般生命)、28,000円(新個人年金)、28,000円(介護医療保険)}	配偶者控除……………	330,000円	扶養控除(1人330,000円)……………	330,000円 *子の1人は16歳未満のため扶養控除対象外となります。	基礎控除……………	430,000円	計……………	1,660,000円…B
	社会保険料控除……………	500,000円												
	生命保険料控除……………	70,000円(*上限額) {35,000円(旧一般生命)、28,000円(新個人年金)、28,000円(介護医療保険)}												
	配偶者控除……………	330,000円												
	扶養控除(1人330,000円)……………	330,000円 *子の1人は16歳未満のため扶養控除対象外となります。												
	基礎控除……………	430,000円												
	計……………	1,660,000円…B												
	所得金額－所得控除額(A－B)	3,560,000円－1,660,000円=1,900,000円……………C (千円未満の端数は切捨て)												
	税額の計算	課税所得金額×税率(C×税率) *6ページ参照 県民税 1,900,000円×2.025%=38,475円……………D 市民税 1,900,000円×8%=152,000円……………E												
調整控除	人的控除額の差の合計額又は課税所得金額のいずれか小さい額に県民税は1%、市民税は4%をかけて得た額 *14ページ参照 人的控除額の差の合計額=150,000円、課税所得金額=1,900,000円 県民税調整控除額 150,000円×1%=1,500円……………F 市民税調整控除額 150,000円×4%=6,000円……………G													
所得割額	県民税 D－F = 38,475円－1,500円 = 36,900円……………H 市民税 E－G = 152,000円－6,000円 = 146,000円……………I (県民税・市民税ともに100円未満の端数は切捨て)													
均等割	県民税 1,800円……………J 市民税 3,500円……………K													
年税額	県民税 H＋J = 36,900円＋1,800円 = 38,700円 市民税 I＋K = 146,000円＋3,500円 = 149,500円 計……………188,200円													

年の途中で市外へ引っ越した場合の個人市民税・県民税は？

Q 令和5年の途中で相模原市から市外へ引っ越しましたが、令和5年度の個人市民税・県民税はどこへ納めるのですか？

A 個人市民税・県民税は、前年の所得に基づいて計算された税額を、その年の1月1日時点にお住まいの市町村に納めていただくことになっております。

あなたの場合は、年の途中で転出されていますが、令和5年度の個人市民税・県民税は相模原市に全額納めていただくことになります。

亡くなった人の個人市民税・県民税の課税は？

Q 私の父は、令和5年4月に死亡しましたが、父の個人市民税・県民税の課税はどうなりますか？

A 個人市民税・県民税は、毎年1月1日時点にお住まいの市町村で課税となりますので、1月1日に生存している場合には納税義務が生じることになります。

つまり、1月1日以前に亡くなった人には納税義務が生じませんが、1月2日以後に亡くなった人には納税義務が生じますので、令和5年4月に死亡されたあなたのお父様には、令和5年度の個人市民税・県民税の納税義務が生じます。

亡くなった人の個人市民税・県民税の納税義務は、相続人が引き継ぐことになるため、相続した人の中で納税通知書の受領や納税の手続き等を行う代表者を指定する必要があります。市民税課に「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」をご請求いただき、必要事項を記入の上、市民税課へ提出してください。指定していただいた代表者宛に納税通知をお送りしますので、あなたを含めた相続人に納税していただくことになります。

収入がなかった場合、個人市民税・県民税の申告は必要？

Q 私は、昨年中病気で収入がありませんでしたが、個人市民税・県民税の申告は必要ですか？

A 個人市民税・県民税の申告は、毎年1月1日時点にお住まいの市町村に、前年の所得状況を申告していただくことになっており、収入がなかった人についても、個人市民税・県民税の申告が必要となります。

個人市民税・県民税の申告をしていただくことにより、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の区分判定に反映されます。また、保育園入所・就学援助金・公営住宅入居などの申請の際に必要な課税証明書（非課税証明書）が、発行できるようになります。

なお、個人市民税・県民税の申告は、国民健康保険税の申告も兼ねておりますので、個人市民税・県民税の申告をした人は国民健康保険税の申告を別途行う必要はありません。

遺族年金収入だけの場合の個人市民税・県民税は？

Q 私は遺族年金の収入しかありません。個人市民税・県民税は課税されますか？

A 遺族年金は非課税所得ですので、課税対象とはなりません。申告は必要です。
*遺族年金と同様に障害年金も非課税所得です。

出国した場合の個人市民税・県民税の課税は？

Q 私は、A社に勤務し、相模原市内の独身寮に住んでいましたが、令和5年12月1日付けで2年間外国へ転勤することとなりました。私が現在納めている令和5年度の個人市民税・県民税の納付はどうなりますか？また、令和6年度の個人市民税・県民税は課税されますか？

A 令和5年度の個人市民税・県民税については、令和5年1月1日時点にお住まいの市町村に納めていただくことになっております。

あなたの場合、令和5年12月に出国されていますので、令和5年度の個人市民税・県民税は相模原市に全額納めていただくことになります。出国後の納付方法については、あなたの勤務先の給与の状況等などにより、手続きが異なります。出国後も引き続き日本で給与が支給され、その給与から個人市民税・県民税が差し引かれる場合は、手続きの必要はありません。しかし、日本での給与がなくなるなどの理由により、個人納付に切り替わった場合、本人に代わり日本で納付する代理人(納税管理人)を指定していただくことになります。市民税課に「納税管理人申告書」をご請求いただき、必要事項を記入の上、市民税課へ提出してください。

また、令和6年度の個人市民税・県民税については、日本国内に居住していた人が、出国により賦課期日(1月1日)現在において、国内に住所を有しない場合及びその人が賦課期日現在において国内に事務所、事業所又は家屋敷を有しない場合は、個人市民税・県民税の納税義務はないものとされています。

ただし、国内に住所を有しないかどうかは、実質的に判断するものとされており、たまたま賦課期日現在に出国していた人でも、その人の出国の期間、目的、出国中の居住の状況などから単に旅行に過ぎないと判断される場合には、出国前の住所があるものとして取り扱われます。また、賦課期日現在国内に住所を有するかどうか明らかでない人については、次のいずれかに該当すれば、日本国内に住所を有しないものとして扱われることとなります。

①その人が日本国外において、継続して1年以上居住することを必要とする職業を有している場合

②その人が日本国籍を持たず、外国の法令により永住権を受けている場合で、その人の資産の状況などから出国後1年以内に再び日本国内に居住することはないと認められる場合

したがって、あなたの場合は、令和6年1月1日以前に日本を出国しており、また、2年間の海外勤務のため1年以内に再び国内に居住するとは考えられませんので、令和6年度の個人市民税・県民税は課税されません。

会社を退職した場合の個人市民税・県民税は？

Q 私は、令和4年12月末日に退職しました。今年の1月に市から納税通知書が送られてきましたが、在職中、会社の給与から個人市民税・県民税が差し引かれていたもので二重に課税されていませんか？

A 給与所得者に対する個人市民税・県民税は、前年中（1月～12月）の給与収入等に基づいて翌年度に課税され、6月から翌年5月までの12回に分け、毎月の給与から差し引いて、給与支払者が納入する仕組みになっています。

あなたの場合、令和4年度の個人市民税・県民税については、在職中は特別徴収（給与からの差引き）により徴収されていましたが、退職により、給与からの差引きができなくなりましたので、その後は納税方法が普通徴収に変更となり、個人で納税していただくこととなります。

この場合、年間の税額から特別徴収した税額を差し引いた残りの税額（令和5年1月～5月分）について普通徴収の納税通知書をお送りしたもので、二重課税ではありません。

なお、これを式で表すと次のとおりです。

令和4年度の年税額 120,000円、月々の税額 10,000円の場合

令和4年度の年税額 120,000円	-	給与から差し引かれた税額 70,000円	=	個人で納めていただく税額 50,000円
令和4年6月～令和5年5月の12か月分 (特別徴収)		令和4年6月～令和4年12月の7か月分 (特別徴収)		令和5年1月～令和5年5月の5か月分 (普通徴収)

* 令和5年度の個人市民税・県民税について

あなたの場合、令和4年中（令和4年1月から退職された令和4年12月末日まで）の給与所得分については、令和5年度の個人市民税・県民税として6月から課税されますのでご注意ください。

生命保険金の受け取りと税金は？

Q 生命保険金（満期保険金）を受け取ったときの税金はどうなりますか？

A 生命保険契約には、契約者（保険料負担者）、被保険者、保険金の受取人があり、受取人が誰になっているかによって、次のように税金の種類や金額が異なります。

① 所得税・個人市民税・県民税がかかる場合

生命保険の保険料を支払っていた人が満期保険金の受取人の場合には、所得税と個人市民税・県民税がかかります。また、満期保険金を一時金として受領した場合と、年金として受領した場合で、所得の計算方法が異なります。

◆一時金として受領した場合

{受取保険金の額 - 既に支払った保険料 - 特別控除（最高50万円）} × 1/2 = 一時所得

◆年金として受領した場合

その年中に受け取った年金の額 - その金額に対応する払込保険料又は掛金の額 = 雑所得

② 贈与税がかかる場合

生命保険料を支払っていた人以外の方が満期保険金の受取人の場合は、原則として贈与税がかかります。贈与税について、詳しくは税務署へお問い合わせください。

《満期保険金にかかる税金》

契約の形態			課税される税金
契約者	被保険者	保険金受取人	
夫	誰でも良い	夫	所得税、個人市民税・県民税
夫		妻	贈与税
夫		子	贈与税

医療費を支払った場合の申告は？

Q 私は、前年中に妻が病気で入院し、医療費を支払いました。医療費控除を受けたいのですが、どうすればよいですか？

A 前年中に支払った医療費が一定額を超える場合は、その医療費の額に基づいて所得税や個人市民税・県民税の所得控除を受けることができます。

医療費控除を受けるためには、医療費の領収書等から「医療費控除の明細書」を作成※し、所得税の還付（減額）を受ける場合は確定申告書を税務署に、確定申告書を提出する必要がない場合は個人市民税・県民税申告書を市役所に提出してください。確定申告書を税務署に提出した場合は、個人市民税・県民税の申告書も同時に提出したことになりますので、両方行う必要はありません。

なお、医療費控除は年末調整では手続きできません。

※平成30年度の申告から、医療費控除の領収書の提出が不要となり、医療費控除の明細書の提出が必要となりました。この場合、医療費の領収書を5年間保管する必要がありますので注意してください。また、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合は、医療費通知を添付することによって医療費控除の明細書の記載を簡略化することができ、医療費の領収書の保存も不要となります。

(参考) 医療費控除の対象となるものならないもの一覧

医師の治療を受けた人

- 診療費、治療費
- 通院費(タクシー代は止むを得ない場合以外は×)
- 子供など付き添いが必要な場合の付添い人の通院費
- × 自家用車で通院する場合のガソリン代、駐車場代
- × 健康診断、人間ドック(ただし、病気が発見されて、引き続き治療を行った場合は○)
- × 美容整形の手術代
- × インフルエンザの予防接種

入院した人

- 通常必要な入院の部屋代、食事代
- × 差額ベッド代(特別な理由がある場合のみ○)

薬を買った人

- カゼ薬などの医薬品(治療等に必要なもの)
- × ビタミン剤、健康ドリンク、医師の処方以外の漢方薬

歯科へ通った人

- 義歯・インプラント
- × 美容目的の歯列矯正(子供の歯列矯正は○)

眼科へ通った人

- 視力回復レーザー手術(レーシック手術)

出産した人

- 出産費用、出産までの定期検診費用
- 入院時のタクシー代
- × 帰省の費用

【医療費控除額の計算方法】

前年中に支払った 医療費等	-	保険などで 補てんされる金額	-	次のいずれか少ない方の金額 ①10万円 ②総所得金額等の合計額の5%	=	医療費控除額 (上限200万円)
------------------	---	-------------------	---	--	---	---------------------

令和5年1月に支払った医療費の申告はいつするの？

Q 令和4年12月中の入院費の請求が翌年（令和5年）の1月12日にあり、支払をしました。この領収書も令和5年度の医療費として申告してよいですか？

A 令和5年度の申告対象となる医療費は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに支払った金額に限られますので、令和5年度の医療費控除としての申告はできません。（令和6年度の医療費控除申告の対象となります。）

主婦がパートタイマーで働いたときの個人市民税・県民税は？

Q 私（主婦）は、昨年中、パートで働いていました。このパート収入によって、私自身に税金がかかるのはいくらからですか？

また、夫の税金にはどのような影響があるのですか？

A パート収入は給与所得として扱われます。主婦がパートで働く場合は、その年間収入の金額により主婦本人に課税されるかどうか、また、夫の税額計算上、配偶者控除・配偶者特別控除の適用があるかどうかを判断することになりますが、その基準はおおむね次の表のとおりです。

パートの年収	妻の税金		夫の税金（所得税、個人市民税・県民税）				
	所得税	個人市民税・県民税	配偶者控除の適用		配偶者特別控除の適用		
			所得1,000万円以下	所得1,000万円超	所得1,000万円以下	所得1,000万円超	
100万円以下	課税されない	課税されない	ある	適用対象外	ない	適用対象外	
100万円超 103万円以下		課税される			ない		ある
103万円超 201万6千円未満	ない		適用対象外	ない			
201万6千円以上						ない	

また、パート収入以外に収入がない場合の夫の配偶者控除および配偶者特別控除額は次の表のとおりです。

	配偶者の前年の合計所得金額	納税者本人の前年の合計所得金額				《参考》 配偶者の収入が 給与だけの場合の 配偶者の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	
配偶者控除	配偶者の前年の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円	控除適用対象外	103万円以下
	老人控除対象配偶者（70歳以上）	38万円	26万円	13万円		155万円以下
配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円		160万円以下
	100万円超105万円以下	31万円	21万円			166.8万円未満
	105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円		175.2万円未満
	110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円		183.2万円未満
	115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円		190.4万円未満
	120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円		197.2万円未満
	125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円		201.6万円未満
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円	201.6万円以上		
	133万円超	対象外				

* 各種健康保険組合や企業の扶養手当等の扶養認定基準は、個人市民税・県民税の扶養控除の基準と異なりますのでご注意ください。

個人市民税・県民税の税額を自身で試算するには？

Q 私は勤めている会社で年末調整し、源泉徴収票を受け取りました。自分で、来年度に支払う個人市民税・県民税の税額を試算することは可能ですか？

A 前年中の収入がわかるもの（源泉徴収票など）があれば、本紙20ページに記載の計算例などを参考に計算することができます。

また、相模原市ホームページの「市・県民税（住民税）申告書作成、税額試算」のページ*（外部リンク）で個人市民税・県民税の税額を確認することもできます。お気軽にご利用ください。

※複数の源泉徴収票をお持ちの方や、給与以外の収入があるなどの場合は、すべての収入を合わせて税額を計算する必要があります。[相模原市 試算](#)（ページ番号1007717）で検索

所得税の還付を受けるための確定申告書は、いつ提出してもいいの？

Q 2月に所得税の還付を受けるために税務署に行こうとしたところ、還付の申告であれば確定申告の期間外でも受付てもらえると聞きました。そこで、申告書を6月頃に提出したいと思っています。

この場合、個人市民税・県民税の金額には何か影響があるのでしょうか？

A 個人市民税・県民税の税額は、所得税の確定申告書が提出された場合、原則として個人市民税・県民税申告書が提出されたものとみなし、確定申告書に記載された内容に基づいて算定されます。このため、確定申告書の提出により、初めて課税が発生する場合や、すでに他の課税資料によって課税計算が行われ納税通知書等が送付されている場合には、税額に変更（増額または減額）が生じることがあります。

また、申告期限後に確定申告を行った場合、申告した内容により課税内容に変更があると国民健康保険税、介護保険料等の各種行政サービスへの反映が遅くなるなどの影響が懸念されますので、申告はできるだけ期限内に済ませていただきますようお願いいたします。

特に、「上場株式等に係る配当所得等」に記載がある確定申告書が納税通知書送達後に提出された場合は、配当割額等も含めて、個人市民税・県民税の税額算定に算入することができます*。「上場株式等に係る配当所得等」に記載がある申告を行う場合は、還付手続きのための申告であっても、確定申告の期間内に申告をしてください。

※平成17年度以降、「上場株式等に係る配当所得等」に関する確定申告書が、個人住民税の納税通知書送達後に提出された場合は、上場株式等に係る配当所得等を個人住民税の税額算定に算入しないこととされたものです。

※令和6年度（令和5年分）の市民税・県民税から所得税と課税方式を一致させることになり、異なる課税方式を選択できなくなります。

なお、所得税の還付申告は、確定申告期間とは関係なく、申告をする年分の翌年1月1日から5年間提出することができます。

公的年金からの特別徴収とは？

Q 公的年金からの特別徴収とはどのような制度ですか？

A 個人市民税・県民税のうち、公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金など）の所得に係る部分の個人市民税・県民税について、老齢基礎年金等（公的年金のうち日本年金機構等から支給を受けている年金）から引き落としをさせていただく制度です。

この制度によって、年金を支給する年金保険者（日本年金機構等）が特別徴収対象となる個人市民税・県民税を公的年金から差し引いて市役所へ直接納入することとなるため、納税者は市役所の窓口や金融機関等に出向く必要がなく、納め忘れもなくなります。

（例）公的年金からの年金特別徴収が開始された年度の市・県民税の年税額が18万円、次年度の年税額が30万円（年金所得のみ）の場合

特別徴収初年度の人の納め方

	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)			
	月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額		4万5千円	4万5千円	3万円	3万円	3万円
算出方法		1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書で納めていただきます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

前年度から特別徴収が継続している人の納め方

	前年度特別徴収による 仮特別徴収			当年度算出税額による 本特別徴収			
	月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額		3万円	3万円	3万円	7万円	7万円	7万円
算出方法		前年度の 年金所得にかかる 年税額の1/6ずつ			今年度の年税額から 仮徴収額を引いた 額の1/3ずつ		

4月・6月・8月は、前年度の年金所得にかかる年税額の1/6ずつを引き落とします（仮特別徴収）。10月・12月・2月は年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額の1/3ずつを引き落とします（本特別徴収）。

Q 公的年金からの特別徴収は、どのような人が対象者となりますか？

A 前年中に公的年金等の支払いを受けていた人で、各年度の4月1日に老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の人を対象となります。ただし、次の人は特別徴収の対象になりません。

- ・相模原市へ納付する介護保険料が、公的年金から特別徴収されていない人
- ・特別徴収すべき個人市民税・県民税額が、公的年金から引ききれない人
- ・特別徴収を行う公的年金の年間給付額が18万円未満の人
- ・その他、特別徴収の方法によることが著しく困難であると認められる人

Q 公的年金からの特別徴収について、いままで通り納付書や口座振替による納税を選択できますか？

A 本人の希望で納める方法を選択することはできません。

法人市民税

法人市民税は、区内に事務所、事業所（以下「事務所等」という。）又は寮等を有する法人に対して課される税金で、法人の規模（従業者数等）に応じて課される「均等割」と、法人税額（国税）に応じて課される「法人税割」を合算して算出します。

●納税義務者●

法人市民税の納税義務者及び納付すべき税額は、次のとおりです。

納税義務者	納付すべき税額
区内に事務所等（※1）を有する法人（※2）	均等割と法人税割
区内に寮等（※3）のみを有する法人	均等割
区内に事務所等を有する法人課税信託（※4）の受託者	法人税割

- ※1 事務所等とは、『事業の必要から設けられた人的及び物的設備であり、継続して事業が行われる場所』をいい、自己の所有に属するか否かは問いません。
- ※2 法人とは、人格のない社団等（収益事業を行うもの）を含みます。
- ※3 寮等とは、『寮、宿泊所、クラブ、保養所、集会所その他これらに類するもので、法人が従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けられている施設』をいい、それが自己の所有に属するか否かは問いません。
- ※4 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいいます。

●均等割●

均等割は、その法人の規模により課されます。税率の算定基準には「資本金等の額」と「従業者数」を用います。

また、政令指定都市は、均等割が区ごとに課税され、市内の2以上の区に事務所等又は寮等を有する場合、区ごとに算出した均等割を合計して申告納付します。

均等割の税率は、次のとおりです。

法人の規模による区分	税率（年額）		
	区内の従業者数が50人以下	区内の従業者数が50人超	
<ul style="list-style-type: none"> 公共法人及び公益法人等 （地方税法の規定により均等割が非課税のものを除く） 人格のない社団等（収益事業を行うもの） 一般社団法人及び一般財団法人等 資本金の額又は出資金の額を有しないもの （保険業法に規定する相互会社を除く） 	5万円	5万円	
資本金等の額 （※1）	1,000万円以下の法人	5万円	12万円
	1,000万円を超え、1億円以下の法人	13万円	15万円
	1億円を超え、10億円以下の法人	16万円	40万円
	10億円を超え、50億円以下の法人	41万円	175万円
	50億円を超える法人	41万円	300万円

- ※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、「資本金等の額」が「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」に満たない場合、「資本金等の額」は「資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額」となります。

●法人税割●

法人税割は、法人の所得に応じて負担していただきますが、税額は法人の所得自体ではなく、所得から計算された法人税額（国税）に税率を乗じて求めます。ただし、2以上の市区町村に事務所等がある法人の場合は、法人税額（国税）をそれぞれの市区町村ごとの従業者数である分してから計算を行います。

法人税割の税率は、次のとおりです。

資本金等の額による区分	税 率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
10億円以上の法人及び法人税法第4条の7に規定する受託法人 ^(※1)	12.1%	8.4%
5億円以上10億円未満の法人	10.9%	7.2%
5億円未満の法人及び資本若しくは出資を有しない法人 ^(※2)	9.7%	6%

※1 法人税法第3条の規定により法人とみなされるものを含みます。

※2 保険業法に規定する相互会社を除きます。

●申告と納付●

納税義務者である法人は、提出期限までに自ら税額を計算して申告と納付をしなければなりません。相模原市長あてに1通の申告書を提出してください。

主な申告の種類は、次のとおりです。

主な申告の種類		提出期限	税 額
確定申告		事業年度終了の日の翌日から2月以内*	法人税割額 + 均等割額 - 中間納付額
中間申告	予定申告	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	(前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数) + 均等割額
	仮決算による中間申告		法人税割額 + 均等割額

※法人税（国税）において申告書の提出期限の延長が認められている法人は、法人市民税においても申告書の提出期限が延長されます。

●設立・開設届出書及び変更・異動届出書●

区内に新たに法人を設立又は事務所等の開設をした場合は、その日から2月以内に設立・開設届出書を相模原市長あてに1部提出してください。また提出した事項に異動を生じた場合も同様に届出書の提出が必要となります。

2 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを総称して固定資産といいます。）を所有している人に、その固定資産の価値に応じて負担していただく税です。

●納税義務者●

毎年1月1日（賦課期日といいます。）現在、市内に固定資産を所有している人で、具体的には次のとおりです。

土地 家屋	登記されているもの	登記簿に所有者として登記されている人
	登記されていないもの	土地補充課税台帳又は家屋補充課税台帳に所有者として登録されている人
償却資産		償却資産課税台帳に所有者として登録されている人

●納税義務者が亡くなった場合

亡くなられた方の固定資産税に関する書類を受け取る代表者を相続人の中から指定いただくとともに、現所有者（相続人）の申告をしていただく必要があります。自分が現所有者（相続人）であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに、「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」を提出してください。

●対象となる資産●

土地・家屋及び償却資産が固定資産税の対象となります。

土地……………宅地、田、畑、山林など

家屋……………住宅、店舗、工場、倉庫など

償却資産……………事業の用に供することができる機械、器具、備品など

●税額計算のあらまし●

固定資産税は、次のような手順で税額が決定されます。

① 固定資産を評価し、決定した価格を固定資産課税台帳に登録します。

② 決定した価格をもとに課税標準額を算定します。

（注）原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や土地について負担調整措置が適用される場合には、適用後の額が課税標準額となります。

③ 課税標準額 × 税率（1.4%）= 税額

※同一納税義務者が固定資産を複数所有している場合は、これらを区ごとに合算して税額を算定します。

●免税点●

同一人が同一区内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、次の場合には、固定資産税はかかりません。

土地	30万円未満
家屋	20万円未満
償却資産	150万円未満

●土地に対する課税のしくみ●

I 評価のしくみ

固定資産評価基準等に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	宅地、田及び畑（併せて農地といいます。）、山林、雑種地等を行います。固定資産税の評価上の地目は、土地登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。
地積	原則として土地登記簿に記載されている地積によります。
価格	固定資産評価基準等に基づき、売買実例価額をもとに評定した正常売買価格を基礎として算定します。
課税標準額	決定された価格をもとに課税標準額を算定します。 原則として、上記の価格が課税標準額となりますが、住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や負担調整措置が適用される場合には、適用後の額が課税標準額となります。

価格は3年ごとの評価替えの時に見直しを行いますが、据置年度（令和4年度、令和5年度）については、地価の下落があり、価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正できる制度になっています。

評価替え

基準年度（3年ごと）に、資産価格の変動に対応し、適正な均衡のとれた価格に見直す「評価替え」を行い、基準年度の賦課期日（1月1日）現在の価格を3年間、据え置くものとされています。次回の評価替えは令和6年度になります。

II 宅地に対する課税

平成6年度の評価替えから、宅地は地価公示価格等の7割を目途に評価しています。
価格調査基準日は、評価替え前年の1月1日ですが、その後、半年間に地価の下落があった場合は、価格を修正する場合があります。

市街地における宅地の価格は、路線価を基にして、それぞれの宅地の形状（間口、奥行、接道状況など）に応じて求められます。

路線価

路線価とは、市街地において道路に付けられた価格のことであり、具体的には道路に接する標準的な宅地の1㎡当たりの価格をいいます。

路線価は、毎年4月1日から公開しています。

※42ページ参照

・住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（1月1日現在、居住の用に供する住宅の敷地）は、税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が設けられています。

原則として、次のとおり計算された額が課税標準額（本則課税標準額）となります。

小規模住宅用地（1戸当たり200㎡までの部分）	価格 × 1 / 6
一般住宅用地（1戸当たり200㎡を超える部分）	価格 × 1 / 3

・宅地等の税負担の調整措置

宅地は、地価公示価格等の7割を目途に評価することになった結果、価格が上昇することとなり、これに伴う税負担の急上昇を抑えるほか、地域や土地によりばらつきのある負担水準を均衡化させるために、課税標準額を調整しています。

負担水準

負担水準とは、個々の土地の前年度課税標準額が今年度の価格に対して、どの程度まで達しているかを示すものです。

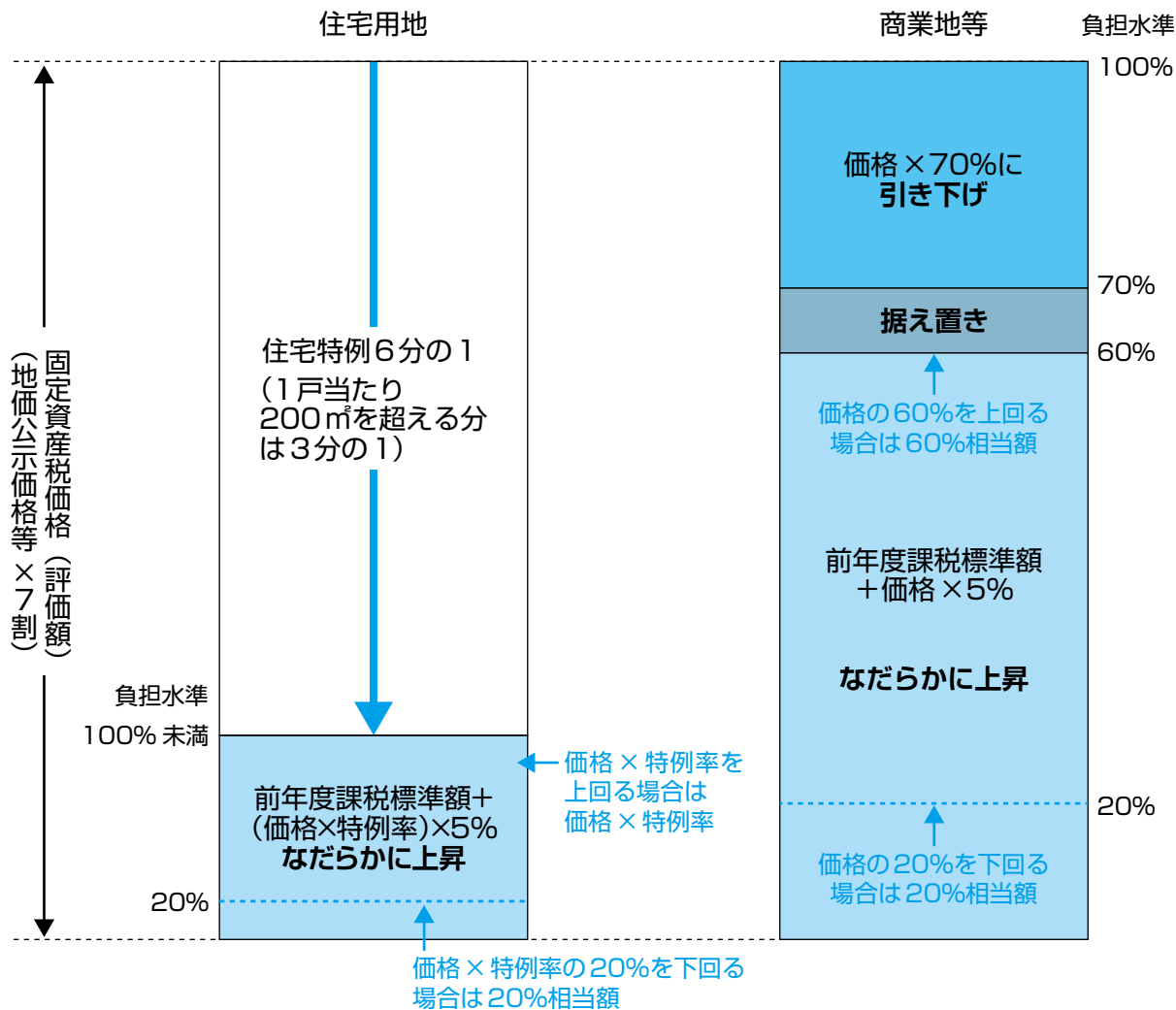
$$\text{負担水準(\%)} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度の価格}(\times\text{住宅用地特例率}(1/6\text{または}1/3))} \times 100$$

具体的には、負担水準に応じて、次のような計算方法で課税標準額を求めます。

	負担水準	今年度の課税標準額の計算方法	対前年度
住宅用地※	100%以上	今年度の価格 × 特例率	引き下げ 又は 据え置き
	100%未満	前年度課税標準額 + (今年度の価格 × 特例率) × 5% [今年度の価格 × 特例率を上回る場合は今年度の価格 × 特例率、 今年度の価格 × 特例率の20%を下回る場合は20%相当額が課税 標準額となります]	なだらかに 上昇
商業地等	70%を超える場合	今年度の価格 × 70%	引き下げ
	60%以上70%以下	前年度の課税標準額と同額	据え置き
	60%未満	前年度課税標準額 + 今年度の価格 × 5% [今年度の価格 × 特例率の60%を上回る場合は60%相当額、 20%を下回る場合は20%相当額が課税標準額となります]	なだらかに 上昇

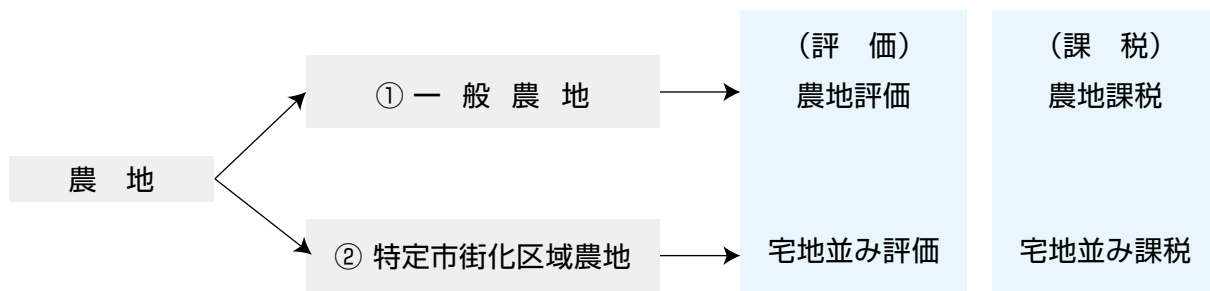
※ 特定市街化区域農地についても、住宅用地と同様の負担調整を行います。

負担調整のしくみを図で示すと次のようになります。(令和5年度の場合)



Ⅲ 農地に対する課税

農地に対する評価及び課税については、次のとおりです。



① 一般農地

一般農地とは、特定市街化区域農地や、転用許可を受けた農地を除いたものです。

今年度の価格が前年度課税標準額よりも高い場合は、負担水準の区分に応じたなだらかな税負担の調整措置が導入されており、次の計算式で課税標準額を算出します。

$$\text{今年度の課税標準額} = \text{前年度課税標準額} \times \text{負担調整率}$$

一般農地の負担調整率表

負担水準の区分	負担調整率
90%以上	1.025
80%以上90%未満	1.05
70%以上80%未満	1.075
70%未満	1.10

*負担水準(%)=前年度課税標準額/今年度の価格×100

②特定市街化区域農地

特定市街化区域農地とは、市街化区域内の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたものです。

宅地並み課税が定められており、課税標準の特例措置により、宅地並み価格の3分の1の額が課税標準額となります。

なお、特定市街化区域農地は、住宅用地と同様の税負担の調整措置を行います。

税の一口メモ

土地や家屋の利用状況等に変更があった場合はご連絡を

店舗を住宅に変更した、住宅の庭を月極駐車場にした、家屋の増築や取り壊しをした、家屋が火災等により消滅した又は破損したなど、土地や家屋の利用状況に変更があった場合や未登記家屋の名義人が相続や売買等により変更になった場合は、資産税課までご連絡ください。

●家屋に対する課税のしくみ●

I 評価のしくみ

固定資産評価基準等に基づき、再建築費評点数を基礎に評価します。

価格（評価額）=再建築費評点数×損耗の状況による減点補正率×評点一点当たりの価額

再建築費評点数	評価対象の家屋と同一のものを、評価の時点において新築する場合に必要とされる建築費を表す評点数
損耗の状況による減点補正率	家屋を建築した後の年数の経過及び損耗の状況による減価を表す補正率
評点一点当たりの価額	工事原価の物価水準による補正率と、工事原価以外の費用による補正率に、1円を乗じた価額

価格は3年ごとの評価替えの時に見直しを行いますが、見直し後の価格が評価替え前の価格を上回ったときは、以前の価格に据え置かれます。また、経年減点補正率の最小値が0.2のため、価格が0円になることはありません。

なお、次回の評価替えは令和6年度になります。

II 新築住宅に対する固定資産税の減額

新築された住宅が次の要件をすべて満たす場合、固定資産税の2分の1に相当する額が減額されます。

①減額要件

- ・専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）や併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）、共同住宅であること。なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。
- ・居住部分の床面積が50㎡（共同住宅にあっては、独立した区画ごとに40㎡）以上280㎡以下であること。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積120㎡相当分まで

③減額の期間

- ・新築後3年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は5年度分）を減額
* 認定長期優良住宅の減額（37ページ参照）と重ねて受けることはできません。

III 耐震基準適合（耐震改修）住宅に対する固定資産税の減額

耐震改修を行った住宅が次の要件をすべて満たす場合、固定資産税の2分の1に相当する額が、申告により減額されます。（ただし、「VI-2 耐震改修や省エネルギー改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額」の適用がある場合は除く。）

①減額要件

- ・専用住宅や併用住宅であること。
なお、併用住宅については居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。
- ・昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和6年3月31日までに、建築基準法に基づく現行の耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合するよう一定の改修工事（1戸当たりの工事費が50万円を超えるものに限る）を行った住宅。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積120㎡相当分まで

③減額期間

- ・令和6年3月31日までの改修工事…翌年度分を減額

*ただし、当該住宅が改修完了直前に『建築物の耐震改修の促進に関する法律』に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合には2年度分。

④減額を受けるには

改修工事完了後3か月以内に、「耐震基準適合住宅申告書」に耐震基準に適合することを証する書類（住宅耐震改修証明書又は増改築等工事証明書）、耐震改修に要した費用を証する書類（改修工事の明細書等）を添付して市へ申告してください。

*「耐震基準適合住宅申告書」は相模原市ホームページ、相模原市資産税課にて取得できます。

*耐震基準に適合することを証する書類は、相模原市建築政策課耐震推進班（市の耐震補助制度で工事を行った場合）、建築士（建築士事務所に所属する）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで証明を受けてください。

IV 高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅に対する固定資産税の減額

バリアフリー改修を行った住宅が次の要件をすべて満たす場合、翌年度分の固定資産税の3分の1に相当する額が、申告により減額されます。

ただし、他の減額措置（「V 熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に対する固定資産税の減額」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

①減額要件

- ・新築から10年以上を経過した住宅であること。
- ・次のいずれかの人が居住している住宅（賃貸住宅を除く）
65歳以上の人、要介護または要支援の認定を受けている人、障害のある人
- ・次のいずれか一つ以上のバリアフリー改修を行ったもの。
廊下又は出入口の拡幅、階段の設置又は勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、出入口の戸の改良、床の滑り止め化
- ・バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの。
- ・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。
*区分所有建物については、上記の対象バリアフリー改修工事が専有部分について行われた場合に対象となります。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積100㎡相当分まで

③減額期間

- ・令和6年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

④減額を受けるには

改修工事完了後3か月以内に、「高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅申告書」に居住要件を確認することができる書類（65歳未満の場合は、介護保険被保険者証等の写し又は障害者手帳等の写し）、補助金等を受けた場合は、交付決定を受けたことを証する書類、次の①又は②のいずれか ①居住安全改修工事の明細書、工事前後の写真及び領収書 ②増改築等工事証明書（居住安全工事が行われたことを証する書類）を添付して市へ申告してください。

*「高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅申告書」は相模原市ホームページ、相模原市資産税課にて取得できます。

V 熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に対する固定資産税の減額

省エネルギー改修を行った住宅が次の要件をすべて満たす場合、翌年度分の固定資産税の3分の1に相当する額が、申告により減額されます。

ただし、他の減額措置（「IV 高齢者等居住改修（バリアフリー改修）住宅に対する固定資産税の減額」を除く。）の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。

①減額要件

- ・平成26年4月1日以前から所在する住宅であること。
- ・省エネ改修工事により現行の省エネ基準に新たに適合することになる次の改修を行ったもので、工事費の補助金等を除く自己負担額が60万円を超えるもの。
 - ・断熱改修工事に係る費用が60万円超
又は
 - ・断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽光熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超

[対象となる省エネ改修工事]

- ・窓の改修工事（二重サッシ化、複層サッシ化など）
- ・窓の改修工事と併せて行う床の断熱改修工事
- ・窓の改修工事と併せて行う天井の断熱改修工事
- ・窓の改修工事と併せて行う壁の断熱改修工事

*区分所有建物については、上記の対象省エネ改修工事が専有部分について行われた場合に対象となります。

- ・改修後の家屋の床面積が50㎡以上280㎡以下であること。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積120㎡相当分まで

③減額期間

- ・令和6年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分を減額

④減額を受けるには

改修工事完了後3か月以内に、「熱損失防止改修（省エネ改修）住宅申告書」に増改築等工事証明書（熱損失防止改修工事に該当することを証する書類）、補助金等を受けた場合は、交付決定を受けたことを証する書類を添付して市へ申告してください。

- *「熱損失防止改修（省エネ改修）住宅申告書」は相模原市ホームページ、相模原市資産税課にて取得できます。
- *増改築等工事証明書は、建築士（建築士事務所に所属する）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで証明を受けてください。

VI-1 認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額（新築時に認定を受けた家屋）

新築された長期優良住宅が次の要件をすべて満たすときは、「Ⅱ 新築住宅に対する固定資産税の減額」に代わり、固定資産税の2分の1に相当する額が、申告により減額されます。

①減額要件

- ・令和6年3月31日までの間に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により市の認定を受けて新築された住宅であること。
- ・専用住宅や併用住宅、共同住宅であること。なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。
- ・居住部分の床面積が50㎡（共同住宅にあっては、独立した区画ごとに40㎡）以上280㎡以下であること。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積120㎡相当分まで

③減額期間

- ・新築後5年度分（3階建て以上の中高層耐火建築住宅等は7年度分）を減額

④減額を受けるには

新築された翌年の1月31日までに、「認定長期優良住宅申告書」に長期優良住宅認定通知書の写しを添付して市へ申告してください。

- *「認定長期優良住宅申告書」は相模原市ホームページ、相模原市資産税課にて取得できます。
- *長期優良住宅認定通知書とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき市が発行した認定通知書です。

VI-2 耐震改修や省エネルギー改修が行われた認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額（改修時に認定長期優良住宅の認定を受けた家屋）

耐震改修や省エネルギー改修が行われた住宅が、認定長期優良住宅に該当することになった場合、その耐震改修や省エネルギー改修が完了した翌年度の固定資産税の3分の2に相当する額が（耐震改修の場合で、特定の建築物はさらに翌々年度の固定資産税の2分の1に相当する額が）、申告により減額されます（ただし、既に「Ⅲ 耐震基準適合（耐震改修）住宅に対する固定資産税の減額」や「Ⅴ 熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅に対する固定資産税の減額」の適用がある場合は除く）。

①減額要件

- ・耐震改修の場合は、昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち、令和6年3月31日までの間に政令で定める耐震改修工事が行われたもの。
- ・省エネルギー改修の場合は、平成26年4月1日以前より所在する住宅のうち、令和6年3月31日までに居住用部分の省エネルギー改修工事が行われたもの。
- ・「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により市の認定を受けて認定長期優良住宅に該当することとなったもの。
- ・専用住宅や併用住宅、共同住宅であること。なお、併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。
- ・居住部分の床面積が50㎡（共同住宅にあっては、独立した区画ごとに40㎡）以上280㎡以下であること。

②減額される範囲

- ・居住部分の床面積120㎡相当分まで

③減額期間

- ・改修工事が完了した年の翌年度分を減額

※耐震改修が完了する直前に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する「通行障害既存耐震不適合建築物（同法第7条第2号または第3号に掲げる建築物に限る）」の場合には、耐震改修が完了した翌々年度分の固定資産税の2分の1に相当する額についても減額。

④減額を受けるには

- ・耐震改修の場合

耐震改修が完了した日から3ヶ月以内に「特定耐震基準適合住宅申告書」に長期優良住宅認定通知書の写し、増改築等工事証明書（耐震改修が行われた旨及び認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する書類）を添付して市へ申告してください。

*増改築等工事証明書は、相模原市建築政策課耐震推進班（市の耐震補助制度で工事を行った場合）、建築士（建築士事務所に所属する）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで証明を受けてください。

*長期優良住宅認定通知書とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき市が発行した認定通知書です。

- ・省エネルギー改修の場合

改修工事完了後3か月以内に「特定熱損失防止改修（省エネルギー改修）住宅申告書」に長期優良住宅認定通知書の写し、増改築等工事証明書（熱損失防止改修工事等が行われた旨及び認定長期優良住宅に該当することとなった旨を証する書類）を添付して市へ申告してください。

*増改築等工事証明書は、建築士（建築士事務所に所属する）、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかで証明を受けてください。

*長期優良住宅認定通知書とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき市が発行した認定通知書です。

●償却資産に対する課税のしくみ●

I 償却資産とは

土地・家屋以外の事業の用に供することができる機械、器具、備品などを償却資産といいます。

種 類	具 体 例
構築物	看板、駐車場の舗装など
機械及び装置	工作機械、建設機械、印刷機械など
船舶	モーターボート、その他の船舶
航空機	ヘリコプター、グライダー、その他の航空機
車両及び運搬具	大型フォークリフト、台車など
工具、器具及び備品	工具、冷蔵庫、パソコン、ミシンなど

ただし、使用可能期間が1年未満（法定耐用年数2年未満）又は、取得価額が10万円未満の償却資産（法人は、取得価格が10万円未満で、一時に損金算入した資産）は、課税対象とはなりません。また、取得価格が20万円未満で、3年間の一括償却を選択したものや、自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの、ソフトウェアなどの無形固定資産などは、償却資産の課税対象から除かれます。

※家屋の所有者以外の人（テナントなど）が、その事業のために取り付けた特定附帯設備（電気設備、給排水設備、内装など）は、家屋と一体であっても償却資産とみなされ、固定資産税の課税対象となります。

II 評価のしくみ

固定資産評価基準に基づき、個々の資産ごとに取得価額を基礎として、耐用年数に応じた取得後の経過年数による価値の減少を計算して評価します。

①前年中に取得のもの

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価額} \times [1 - \text{減価率} \div 2]$$

②前年前に取得のもの

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度の価格} \times [1 - \text{減価率}]$$

III 償却資産の申告

毎年1月1日現在、工場や商店などを経営している人は、事業の用に供することができる機械、器具、備品などの償却資産について、1月31日（土日の場合は翌開庁日）までに資産税課に申告書を提出してください（緑市税事務所、南市税事務所及び城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンターでも受け付けます。）。

なお、行政区（緑区、中央区、南区）ごとに税額を算定しますので、資産が所在する区ごとに申告書を作成してください。

IV 償却資産に係る課税標準の特例について

地方税法第349条の3、地方税法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、税負担を軽減するため、課税標準の特例措置が設けられています。

課税標準の特例の対象となる償却資産（主なものの一部を抜粋／令和5年4月1日現在）

特例対象	適用期間	特例率	対象資産の例
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業 <small>【法第349条の3第27・28・29項】</small>	期限なし	1/3	各事業の認可を受けた者が、直接当該事業の用に供する資産
<ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業 <small>【法附則第15条第32項】</small>	5年間	1/3	子ども・子育て支援法に基づく政府の運営費の補助を受けた者が、当該補助に係るものの用に供する資産

●納税●

5月に一括で納めていただくか、5月、7月、9月及び12月の4回に分けて納めていただきます。

市街化区域に土地・家屋を所有している方は、都市計画税とあわせて納めていただくことになります。

都市計画税 53ページ参照

納税 54ページ参照

● 固定資産税の計算例 ●

◎住宅用地に対する固定資産税の計算例◎

住宅の敷地 120㎡の土地の場合

令和4年度課税標準額 …………… 1,800,000円 (令和4年度税額 25,200円)

令和5年度価格 …………… 12,000,000円

※地積が200㎡以下なので、小規模住宅用地(特例率1/6)に該当します。

※住宅用地に対する課税標準の特例 32ページ参照

(1)負担水準を計算します。

令和4年度課税標準額 ÷ (令和5年度価格 × 特例率) × 100 = 負担水準 (%)

$1,800,000 \div (12,000,000 \times 1/6) \times 100 = 90\%$

(2)負担水準をもとに今年度の課税標準額を求めます。

負担水準	課税標準額の計算方法
100%以上	今年度の価格 × 特例率
100%未満	前年度課税標準額 + (今年度の価格 × 特例率) × 5% *今年度の価格 × 特例率を上回る場合は今年度の価格 × 特例率、 今年度の価格 × 特例率の20%を下回る場合は20%相当額

負担水準は90%のため、「100%未満」に該当

令和5年度課税標準額 = 前年度課税標準額 + (今年度の価格 × 特例率) × 5%

$1,800,000円 + (12,000,000円 \times 1/6) \times 5\% = 1,900,000円$ …………… A

なお、ここで算出した額が今年度の価格 × 特例率の20%を下回る場合は、20%相当額となるため、併せて額を求めます。

【20%相当額】 $(12,000,000円 \times 1/6) \times 20\% = 400,000円$ …………… B

AはBを上回るため、令和5年度課税標準額はAとなります。

(3)課税標準額に税率を乗じて税相当額を計算します。

令和5年度課税標準額 × 固定資産税率 = 令和5年度固定資産税相当額

$1,900,000円 \times 1.4\% = 26,600円$

★よって、令和5年度の固定資産税相当額は **26,600円** となります。

(このケースでは前年度より税額が1,400円上がることとなります)

◎専用住宅に対する固定資産税の計算例◎

2階建ての専用住宅の場合

建築時期 令和4年7月 床面積 100㎡ 令和5年度課税標準額 7,200,000円

(1)「新築住宅に対する固定資産税の減額(34ページ参照)」を受けるための要件を確認します。

(次の要件がいずれもあてはまる必要があります。)

①専用住宅、併用住宅又は共同住宅であること

(併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上であること)

②居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

(共同住宅の場合は、独立した区画ごとに40㎡以上280㎡以下であること)

*上記家屋は、専用住宅ですのでこの2つの要件を満たしています。

(2)本来の固定資産税相当額を計算します。

令和5年度課税標準額 × 固定資産税率 = 本来の固定資産税相当額
 7,200,000円 × 1.4% (税率) = 100,800円 (本来の税額)

(3)減額される税額を計算します。(税額が1/2に減額されます。)

令和5年度課税標準額 × 固定資産税率 × 1/2 = 減額される税額
 7,200,000円 × 1.4% × 1/2 = 50,400円

(4)本来の税額から減額される税額を差し引きます。

100,800円 - 50,400円 = 50,400円

よって、令和5年度の固定資産税相当額は **50,400円** となります。

(注) 税額は3年間減額されますが、4年目から本来の税額にもどります。

●その他●

●路線価等の公開

固定資産(土地)評価の基礎となる路線価を公開しています。

なお、市街化調整区域等、路線価が付設されていない地域については、標準的な宅地の1㎡当たりの価格を公開しています。

公開場所 資産税課 緑市税事務所 南市税事務所 城山まちづくりセンター
 津久井まちづくりセンター 相模湖まちづくりセンター
 藤野まちづくりセンター

* (一財)資産評価システム研究センターのホームページ「全国地価マップ (<https://www.chikamap.jp/>)」でもご覧いただけます。(今年度分は8月初旬ごろに記載予定です。)

* 相続税や贈与税の土地評価を算定するための路線価は、国税庁のホームページ (<https://www.nta.go.jp>) にて公開されています。

●土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

毎年4月1日から5月31日まで(土曜日、日曜日の場合は翌月曜日)の期間、自己が所有する資産(土地・家屋)の価格を確認するとともに、他の資産の価格と比較することができます。

縦覧できる方は、納税者、納税者の代理人等です。

詳しい縦覧場所、日時については、あらかじめ広報等でお知らせします。

●審査の申出

課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、相模原市固定資産評価審査委員会に、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間に審査を申し出ることができます。

(詳しくは63ページ参照)

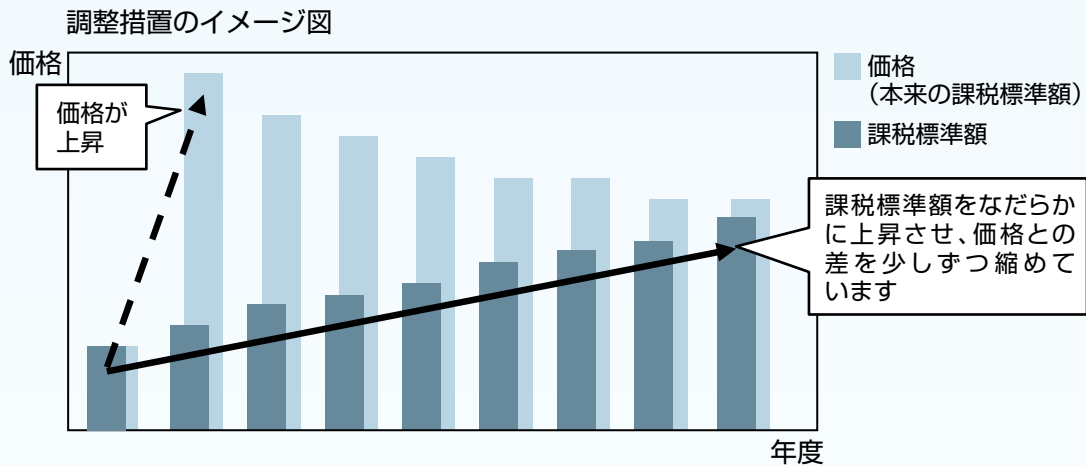
地価は下がっているのに税額が上がるのは？

Q 地価が下がっているのに、税額が上がるのは、どのようなしくみですか？

A 平成6年度の評価替え以降、宅地の評価は、全国一律に地価公示価格等の7割を目途に評価することになりました。これに伴う税負担の急上昇を抑えるため、なだらかに税負担を上昇させる課税標準額の調整措置が行われています。

具体的には、価格に対する前年度課税標準額の割合（負担水準）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は、税負担をなだらかに引き上げていくしくみとなっています。

このため、負担水準の低い土地は、課税標準額を引き上げている過程にあるため、地価が下がっていても税額が上がるという場合が生じます。



年の途中で土地や家屋を売買したときの課税は？

Q 私は、令和4年11月に自己所有の土地、家屋の売買契約を行い、令和5年3月に買い手側への所有権移転登記を済ませました。令和5年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 令和5年度の固定資産税は、あなたに課税されます。土地や家屋の固定資産税については、地方税法の定めにより、毎年賦課期日（1月1日）現在、登記簿又は土地補充課税台帳／家屋補充課税台帳に、所有者として登記又は登録されている人に対し、その年度分の固定資産税を課税することになっています。

したがって、年の途中で土地や家屋を売買した場合であっても、賦課期日現在の所有者に対し、その年度分の固定資産税が課税されます。

なお、土地や家屋の売買契約において、売買した年の固定資産税の納付に関する取扱いを定めていることも多いようです。売買契約上の取扱いについては、契約書の記載事項をご確認ください。

家屋の固定資産税が急に高くなったのは？

Q 平成31年（令和元年）に新築した住宅の固定資産税が急に高くなったのはどうしてですか？

A 新築の住宅に対しては、一定の要件を満たす場合、固定資産税が2分の1に減額される特例があります。

平成31年（令和元年）に新築された住宅の場合、令和2年度分、令和3年度分及び令和4年度分の税額が2分の1に減額されていましたが、令和5年度分からは減額期間を過ぎ、本来の税額で課税されることになるため、固定資産税が高くなります。

なお、詳しくは、34ページの「Ⅱ新築住宅に対する固定資産税の減額」をご覧ください。



③ 軽自動車税

環境性能割

- 納税義務者** 中古、新車を問わず三輪以上の軽自動車の取得者に課税されます。
- 申告と納税** 三輪以上の軽自動車の取得時（新規登録又は移転登録時）に申告・納付します。
環境性能割は市税ですが、神奈川県が相模原市に代わって徴収します。
- 税額の計算** 軽自動車の取得価格 × 税率
税率は軽自動車の燃費性能等に応じて決まり、非課税、0.5%、1%、2%のいずれかとなります。
- 免税点** 取得価格が50万円以下の場合には、環境性能割はかかりません。

種別割

種別割は、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有に対してかかる税です。種別割は、年度ごとに課税される税金で、当該年度の途中で廃車や名義変更をしても還付はされません（自動車税の種別割とは異なり月割計算の制度はありません。）。

●納税義務者●

毎年4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している人
*年度の途中で名義変更があっても、4月1日現在の所有者に課税されます。

●税率（年額）●

●原動機付自転車、軽二輪車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車

表1 令和5年度 原動機付自転車等 税率表

	車 種	税率(年額)
原動機付自転車	50cc以下 (電) 0.6kw以下	2,000円
	50cc超90cc以下 (電) 0.6kw超～0.8kw以下	2,000円
	90cc超125cc以下 (電) 0.8kw超～1.0kw以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上で20cc超) (電) 0.25kw超～0.6kw以下	3,700円
軽二輪車	125cc超250cc以下	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用(農耕トラクターなど)	2,000円
	その他(フォークリフトなど)	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

●三輪以上の軽自動車

表2 令和5年度 三輪以上の軽自動車 税率表

車種	初度検査年月 ^(※1)	税率(年額)
軽三輪車	A 平成27年4月1日以降【標準税率】 〔グリーン化特例(軽課)対象車両は表3参照〕	3,900円
	B 平成22年4月1日～平成27年3月31日【旧税率】	3,100円
	C 平成22年3月31日以前【経年車重課】	4,600円
四輪乗用車(営業用)	A 平成27年4月1日以降【標準税率】 〔グリーン化特例(軽課)対象車両は表3参照〕	6,900円
	B 平成22年4月1日～平成27年3月31日【旧税率】	5,500円
	C 平成22年3月31日以前【経年車重課】	8,200円
四輪乗用車(自家用)	A 平成27年4月1日以降【標準税率】 〔グリーン化特例(軽課)対象車両は表3参照〕	10,800円
	B 平成22年4月1日～平成27年3月31日【旧税率】	7,200円
	C 平成22年3月31日以前【経年車重課】	12,900円
四輪貨物車(営業用)	A 平成27年4月1日以降【標準税率】 〔グリーン化特例(軽課)対象車両は表3参照〕	3,800円
	B 平成22年4月1日～平成27年3月31日【旧税率】	3,000円
	C 平成22年3月31日以前【経年車重課】	4,500円
四輪貨物車(自家用)	A 平成27年4月1日以降【標準税率】 〔グリーン化特例(軽課)対象車両は表3参照〕	5,000円
	B 平成22年4月1日～平成27年3月31日【旧税率】	4,000円
	C 平成22年3月31日以前【経年車重課】	6,000円

※1 初度検査年月とは、初めて車両番号の指定を受けた年月のことで、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」欄で確認できます。

●グリーン化特例(軽課)

初度検査年月が令和4年4月1日～令和5年3月31日の車両のうち、一定の環境性能を有する三輪以上の軽自動車は、初度検査年月の翌年度のみグリーン化特例(軽課)税率が適用されます。

グリーン化特例に該当する車両の税率は、表3の税率表をご覧ください。

令和5年度税制改正により、グリーン化特例税率は、令和8年度(令和7年度までの新規取得分)まで延長されることとなりました。(約25%軽減車両については令和6年度までの新規取得分まで適用)

【グリーン化特例(軽課)が適用される対象車両】

①約75%軽減車両

電気自動車、燃料電池自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制に適合するもの又は平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの)

②約50%軽減車両^(※2)

令和2年度燃費基準値達成かつ令和12年度燃費基準を90%達成した車両

③約25%軽減車両^(※2)

令和2年度燃費基準値達成かつ令和12年度燃費基準を70%達成した車両

※2 ②、③は、いずれも平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものに限りま。

表3 令和5年度 グリーン化特例（軽課） 税率表

車種	標準税率(年額) 表2A参照	軽課税率(年額)		
		①約75%軽減車両	②約50%軽減車両	③約25%軽減車両
軽三輪車	3,900円	1,000円	2,000円 ^(※3)	3,000円 ^(※3)
四輪乗用車(営業用)	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
四輪乗用車(自家用)	10,800円	2,700円	—	—
四輪貨物車(営業用)	3,800円	1,000円	—	—
四輪貨物車(自家用)	5,000円	1,300円	—	—

※3 営業用・乗用車に限ります。

●経年車重課

初度検査年月から13年が経過した車両は、13年が経過した翌年度から重課税率が適用されます。令和5年度は、初度検査年月が平成22年3月31日以前の車両が重課税率の対象となります。

ただし、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引自動車は重課税率の対象外です。

●申告と納税●

申告

新たに軽自動車等を取得した場合、あるいはお持ちになっている軽自動車等について変更のある場合には、車種区分ごとの申告先に申告していただきます。

車種	申告先
原動機付自転車 (排気量125cc以下) 小型特殊自動車	市民税課（市役所第2別館1階） 相模原市中央区中央2-11-15 042-769-8297
	緑市税事務所（緑区合同庁舎5階） 相模原市緑区西橋本5-3-21 042-775-8806
	南市税事務所（南区合同庁舎3階） 相模原市南区相模大野5-31-1 042-749-2161
	城山まちづくりセンター（城山総合事務所内） 相模原市緑区久保沢1-3-1 042-783-8103
	津久井まちづくりセンター（津久井総合事務所内） 相模原市緑区中野633 042-780-1400
	相模湖まちづくりセンター（相模湖総合事務所内） 相模原市緑区与瀬896 042-684-3214
	藤野まちづくりセンター（藤野総合事務所内） 相模原市緑区小淵2000 042-687-5514
	軽自動車検査協会 神奈川事務所 相模支所 愛甲郡愛川町中津字桜台4071-5 050-3816-3120
	関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 愛甲郡愛川町中津字桜台7181 050-5540-2037
軽二輪車 (排気量125cc超250cc以下)	関東運輸局神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 愛甲郡愛川町中津字桜台7181 050-5540-2037
二輪の小型自動車 (排気量250cc超)	

手続き

事由により必要なものが異なるので、次の表を参考にご用意いただき手続きをしてください。

- ※届出様式 ①軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書
②軽自動車税（種別割）廃車申告受付書兼標識返納書

○原動機付自転車と小型特殊自動車の登録手続

事 由	届出様式	必要なもの
登録（バイクを購入）をするとき	①	販売証明書（販売業者が発行したもの） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
本市に転入したとき（前住所地で廃車手続を行っている場合）		廃車申告受付書（前市区町村交付） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
本市に転入したとき（前住所地で廃車手続を行っていない場合）		標識（前市区町村交付のナンバープレート） 標識交付証明書（前市区町村交付） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要

○原動機付自転車と小型特殊自動車の変更手続

事 由	届出様式	必要なもの
廃棄・処分 ^(※1) するとき 市外へ住所を変えるとき 市外の人に譲るとき	②	標識交付証明書（本市交付） 標識（ナンバープレート） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
盗難にあったとき ^(※2)		標識交付証明書（本市交付） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
市内で住所が変わったとき	①	標識交付証明書（本市交付） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
市内の人に譲るとき		標識交付証明書（本市交付） 届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要 譲渡証明書 ※標識（ナンバープレート） （現在、旧4町の標識を使用している場合は、相模原市の標識へ変更しますので、標識もお持ちください。）

※1 原動機付自転車等の廃棄処分に当たっては、市では「粗大ごみ」で処分できないものなので、購入先の各販売店等で所有者が責任をもって処分してください。

※2 盗難にあった場合は、警察に被害届を提出した後、47ページ [申告と納税](#) の申告先にお問い合わせの上、必要書類をご提出ください。

○原動機付自転車と小型特殊自動車の標識交付証明書又は廃車受付書を紛失した場合

事 由	届出様式	必要なもの
標識交付証明書を紛失・き損したとき	①	届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点） ※法人の場合は社員証等も必要
廃車申告受付書を紛失・き損したとき	②	※標識（ナンバープレート）番号を控えてお越しください。

納 税

納税通知書（毎年5月11日に発付）により、5月31日までに納めていただきます。

転出する場合の原動機付自転車の手続きは？

Q 私は来月に市外へ転出する予定ですが、転出先で現在所有している50ccのバイクを使いたいと思います。どのような手続きを取ればよいですか？

A まず、相模原市で廃車の手続きをしてください。その際、ナンバープレート（車体からはずしてください。）、標識交付証明書、届出者の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点）をお持ちのうえ、廃車申告をしてください。

廃車の手続きが済みますと廃車申告受付書をお渡ししますので、これをお持ちのうえ、転出先の市区町村で登録の手続きをしてください。

年度途中で原動機付自転車を譲渡した場合の軽自動車税（種別割）は？

Q 私は、4月下旬に相模原市に住んでいる友人に50ccのバイクを譲りましたが、軽自動車税（種別割）の納税通知書が私あてに届きました。税金は私が納めるのですか？

A 軽自動車税（種別割）は、4月1日を賦課期日としており、4月1日に軽自動車等（あなたの場合は50ccのバイク）をお持ちの方に課税されます。したがって、今年度はあなたに課税され、来年度からご友人に課税されます。

なお、名義変更の手続きをしないと、来年度もあなたに課税されることとなりますので必ず手続きをしてください。

（注）原動機付自転車を含む全ての自動車（農耕用小型特殊自動車を除く。）の所有者には、自賠責保険への加入が義務付けられていますので、必ず加入してから乗りましょう。

ただし、自賠責保険への加入手続きは市役所では行っておりませんので、各保険会社等へお問い合わせください。

令和5年7月1日に創設された「特定小型原動機付自転車」とは？

Q 今年7月1日より、新たに「特定小型原動機付自転車」の区分が創設されましたが、こういったものが該当しますか？また、税金はかかりますか？

A 改正道路交通法により、一定の要件に当てはまる電動キックボード等は原動機付自転車の一類型として「特定小型原動機付自転車」に区分されることになりました。

該当要件は、次のとおりです

車体の大きさ：長さ190cm以下、幅60cm以下

原動機の定格出力：0.6kw以下

最高速度：時速20km以下

なお、特定小型原動機付自転車は令和6年度より軽自動車税（種別割）の課税対象となり、年税額は2,000円です。

4 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者・輸入業者・卸売販売業者が市内のたばこ小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税金です。

この税は、たばこの小売価格の中に含まれており、実際には、たばこを買う人が負担しています。

●納税義務者●

たばこの製造者・輸入業者・卸売販売業者

●税率●

●製造たばこ

区 分		税率（1,000本につき）			
		～平成30年9月30日	平成30年10月1日～	令和2年10月1日～	令和3年10月1日～
地方税	市たばこ税	5,262円	5,692円	6,122円	6,552円
	県たばこ税	860円	930円	1,000円	1,070円
国税	たばこ税	5,302円	5,802円	6,302円	6,802円
	たばこ特別税	820円	820円	820円	820円
計		12,244円	13,244円	14,244円	15,244円

*平成30年度税制改正により、平成30年10月1日から令和3年10月にかけて、税率が段階的に引き上げられました。

*旧3級品たばこについては、令和元年10月1日から一般品たばこの税率に引上げ・統合されました。

●加熱式たばこ

平成30年10月1日以降、加熱式たばこは「重量」と「価格」により課税される方式となり、平成30年から令和4年までの5年間かけて新方式へ段階的に移行されました。

●申告と納税●

毎月の売渡し分を翌月末日までに申告し、納めていただきます。また、市たばこ税の見直しに伴い、販売のために所持しているたばこに対して申告納付が必要となる場合があります。

◆たばこには、市たばこ税のほかに、国・県のたばこ税やたばこ特別税も課税されています。

◎たばこ1箱（20本入り、580円）の場合の税金

市たばこ税（市税）	131.04円	} 357.61円（61.7%）
県たばこ税（県税）	21.40円	
たばこ税（国税）	136.04円	
たばこ特別税（国税）	16.40円	
消費税（国税）	52.73円	

入湯税

入湯税は、鉱泉浴場が所在する市町村の環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税される目的税です。

区 分	説 明
納 税 義 務 者	鉱泉浴場の入湯客
特別徴収義務者	鉱泉浴場の経営者
税 率	入湯客 1人 1日当たり 150円
申 告 と 納 入	特別徴収義務者は、毎月1日から末日までの期間において入湯客から徴収した入湯税を、翌月15日までに申告します。申告には入湯客数、税額等を記載する「入湯税納入申告書」を使用し、申告した税額と同じ額を「入湯税納入書」によって納入します。
課 税 免 除	次の入湯客は、入湯税が免除されます。 (1) 年齢12歳未満の者 (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 (3) 入湯料金が1,000円以下（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の公衆浴場（一般公衆浴場を除く。）に入湯する者 （注）入湯料金とは、入場料、入浴料等名称にかかわらず、鉱泉浴場施設の利用に関して支払われる料金をいいます。
そ の 他	鉱泉浴場の経営者は、「鉱泉浴場経営申告書」を経営開始の前日までに提出する必要があります。また、毎日の入湯客数、料金、税額を帳簿に記載し、5年間保存する必要があります。

* 令和5年4月1日現在、相模原市において入湯税の課税実績はありません。

6 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、事業所等の床面積を対象とする「資産割」と従業員の給与総額を対象とする「従業者割」とに分かれています。

区 分		説 明
納 税 義 務 者		事務所・事業所（以下「事業所等 ^(※1) 」という。）において事業を行う法人または個人
課 税 標 準	資 産 割	市内合計事業所等床面積（㎡）
	従業者割	算定期間中に支払われた従業者給与総額（円）
税 率	資 産 割	1㎡につき600円
	従業者割	従業者給与総額の100分の0.25
免 税 点 ^(※2)	資 産 割	市内合計事業所等床面積1,000㎡以下 ※非課税にかかる床面積を除く
	従業者割	市内合計従業者数100人以下 ※非課税にかかる者を除く
納 付 方 法		申告納付
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内
	個 人	翌年の3月15日まで

※1 所有しているだけでなく借りて使用しているものも含まれます。例として事務所、工場、倉庫等があります。

※2 子会社・兄弟会社などの特殊関係者が同一家屋内で事業を行っている場合は、共同事業とみなされ、その特殊関係者の事業所床面積（従業者数）を合算して免税点の判定を行います。

- 市条例により、免税点以下で納付義務がない場合でも、相模原市内の合計事業所等床面積が700㎡又は従業者の数が70人を超える場合は、申告書の提出が必要です。
- 自己の家屋を事業者に貸付を行っている場合には、貸付を行った日の属する月の翌月末日までに、事業所用家屋の貸付申告書の提出が必要です。
- 相模原市内全ての事業所等を合算した内容が課税対象となります（区ごとの課税ではありません）。また、資産割、従業者割の一方が免税点を超える場合は、その一方のみが課税となります。

事業所税の収入と使いみち

令和5年度予算における事業所税収入額は約31億円で、道路・公園・学校の整備事業や防災に関する事業などに使われています。



7 都市計画税

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業の費用の一部を負担していただくための目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。

●納税義務者●

市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者（津久井地区・相模湖地区・藤野地区に市街化区域はありません。）

固定資産税において免税点未満の場合は、都市計画税も課税されません。

*免税点 31ページ参照

●税額の計算●

課税標準額 × 税率（0.3%）

○課税標準額

固定資産税の算定に用いられた土地・家屋の価格が課税標準額となります。

なお、土地については、次の特例措置が講じられます。

①課税標準の特例

- ・小規模住宅用地（一戸当たり200㎡までの部分） 価格 × 1/3
- ・一般住宅用地（一戸当たり200㎡を超える部分） 価格 × 2/3
- ・特定市街化区域農地 価格 × 2/3

②税負担の調整措置

固定資産税と同様に、税負担の均衡を図るため、負担水準の高い土地では税負担の引下げ又は据置き、税負担の低い土地ではなだらかに税負担を引き上げていく措置を行います。

*32～34ページ参照

●納税●

固定資産税とあわせて納めていただきます。

*固定資産税 30ページ参照

*納税 54ページ参照

都市計画税の収入と使いみち

令和5年度予算においては、都市計画道路の整備や都市公園・下水道整備事業のために借り入れた地方債の償還などの事業費約133億円に対し、都市計画税約97億円を充当しています。



4 納 税

●自主納税●

市税は、定められた期日（納期限）までに納税者の皆様に自主的に納めていただくものです。相模原市では、様々な納付方法を用意していますので、皆様のライフスタイルに合った納付方法をご利用ください。

●市税の納期●

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市 民 税	個人	普通徴収	—		1期 (一括)	—	2期	—	3期	—		4期	—	
	法人	特別徴収	特別徴収義務者が徴収した月の翌月10日まで											
		年金特徴												
	法人	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2か月以内											
中間申告		事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内												
固定資産税		—	1期 (一括)	—	2期	—	3期	—		4期	—			
都市計画税		—	全期	—										
軽自動車税(種別割)		—	全期	—										
市たばこ税		翌月末日まで ※ただし手持品課税については税率引上げ実施日から6か月以内												
入湯税		特別徴収義務者が徴収した月の翌月15日まで												
事業所税	個人	翌年の3月15日まで												
	法人	事業年度終了の日から2か月以内												
国民健康保険税		—	—	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

※納期限は、市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、随時課税、国民健康保険税が該当月末日（12月は25日）、その他の税目は上記表中の指定する日となります。ただし土曜日・日曜日・休日に当たるときは、翌営業日となります。

●納付方法●

市税の納付方法は、市から送付された納付書による金融機関やコンビニエンスストア等での窓口納付、ペイジー納付、スマートフォン決済による納付、クレジットカード納付、指定された預貯金口座から税額を振り替える口座振替納付、エルタックスによる電子納税があります。（税目により利用できる納付方法が異なります。）

なお、納付方法によっては、納付書に記載されている（指定）納期限を過ぎたものは、使用できない場合があります。

※金融機関やコンビニエンスストア等での窓口納付以外の納付方法では、領収証書は発行されません。

車検に必要な「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」は、後日郵送します。早急に「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」が必要な方は、金融機関、コンビニエンスストア、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南を除く）などの窓口で納付してください。

納付の期別誤りや二重払いにならないよう、納付する期別や納期限をよくお確かめの上、納付してください。

※ペイジー納付の場合、窓口によっては領収証書に領収印を押印してもらえる場合があります。

○窓口納付・口座振替納付・ペイジー納付ができる金融機関等

(令和5年4月1日現在)

金融機関名	窓口納付	口座振替納付	ペイジー納付			
			ATM	パソコン・スマートフォン等インターネットバンキング		携帯電話等
				個人	法人	モバイルバンキング
横浜銀行	○	○	○	○	○	○
みずほ銀行	○	○	○	○	○	○
三菱UFJ銀行	○	○	○	○	○	○
三井住友銀行	○	○	○	○	○	○
りそな銀行	○	○	○	○	○	○
埼玉りそな銀行	○	○	○	○	○	○
群馬銀行	○	○	○	○	○	○
山梨中央銀行	○	○	×	○	○	○
静岡銀行	○	○	×	○	○	○
スルガ銀行	○	○	×	○	○	○
三井住友信託銀行	○	○	×	×	×	×
東日本銀行	○	○	×	○	○	○
神奈川銀行	○	○	×	×	×	×
静岡中央銀行	○	○	×	○	○	○
きらぼし銀行	○	○	×	○	○	○
平塚信用金庫	○	○	×	○	○	○
西武信用金庫	○	○	×	○	○	○
城南信用金庫	○	○	×	○	○	○
多摩信用金庫	○	○	×	○	○	○
山梨信用金庫	○	○	×	○	○	○
神奈川県医師信用組合相模原支店	○	○	×	○	×	×
相愛信用組合	○	○	×	○	×	×
中央労働金庫	○	○	×	○	○	○
相模原市農業協同組合	○	○	×	○	○	○
神奈川つくい農業協同組合	○	○	×	○	○	○
ゆうちょ銀行*	○	○	○	○	○	○
郵便局*	○	○	○	○	○	○

※口座振替は、全国のゆうちょ銀行・郵便局で取扱いできますが、納付書による納付は、神奈川・東京・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・山梨の各都県のゆうちょ銀行・郵便局となります。

ただし、ペイジーマークのある納付書は全国のゆうちょ銀行・郵便局でお使いいただけます。

※上記金融機関の中で、三井住友信託銀行は、令和5年12月から口座振替できなくなります。

※市指定金融機関以外の「地方税統一QRコード対応金融機関」の窓口では、地方税統一QRコードが印字された納付書により納付することができます。

(注) QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

○窓口納付・口座振替の手続きができる市の施設

納税課、緑市税事務所、南市税事務所、各まちづくりセンター（橋本、中央6地区、大野南を除く）、各出張所

市の予算

市税収入の内訳と推移

市税のあらまし

納税

審査請求・審査申出

市税に関する証明と閲覧

市税の電子申告・電子納税

市税の窓口案内

市税関係係課(所)案内

国税・県税のあらまし

マイホームに関する税

自動車に関する税

●コンビニエンスストア納付の利用方法●

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税等が利用できます。(1枚の納付書の納付額が30万円を超えるものは使用できません。)

○納付ができるコンビニエンスストアなど

令和5年4月1日現在

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK 設置店(ただし、無人端末は除く。)

- ・納付書の左下にバーコードが印字されていないものは使用できません。
- ・納付の手数料はかかりません。

●ペイジー納付の利用方法●

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税等が利用できます。

●インターネットを利用する場合(画面表示は金融機関により異なります。)

金融機関のインターネットバンキング、モバイルバンキング、「モバイルレジ(アプリ)」からペイジーのメニューを選択し納付してください。

●ATMを利用する場合(画面表示は金融機関により異なります。)

ATMの画面からペイジーのメニューを選択し、現金又はキャッシュカードで納付してください。
※ペイジーに対応していない納付書は使用できません。

●クレジットカード納付の利用方法●

●地方税統一QRコード(eL-QR)を利用する場合

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が利用できます。詳しくは右のQRコードを読み込んでください。



↑
地方税お支払サイト

●モバイルレジを利用する場合

市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税等が利用できます。詳しくは右のQRコードを読み込んでください。



↑
モバイルレジによる納付

●注意点

- ・決済手数料がかかります。
- ・地方税統一QRコード(eL-QR)を利用した場合とモバイルレジを利用した場合で、決済手数料が異なります。
- ・納付方法によって納付できる上限額が異なります。
- ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。
※継続的なお支払い方法ではありません。

●スマートフォン決済の利用方法●



▲
地方税お支払サイト

- 地方税統一QRコード (eL-QR) を利用する場合
固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)が利用できます。利用できるスマートフォン決済サービスなど、詳しくは右のQRコードを読み込んでください。
- コンビニ収納用バーコードを利用する場合
市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税等が利用できます。
- 利用できるスマートフォン決済サービス
LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、d払い請求書払い、J-Coin請求書払い、au PAY (請求書支払い)、楽天ペイ(請求書払い)
- 用意するもの
 - ・納付書(地方税統一QRコード、あるいはコンビニ収納用バーコードが印字されたもの)
 - ・スマートフォン決済アプリがインストールされたスマートフォン
- 手続きの方法
利用するスマートフォン決済アプリにあらかじめ金額のチャージ(入金)を行います。対象のアプリを立ち上げ後、「コードリーダー」を起動し、納付書に印字された地方税統一QRコードあるいは、コンビニ収納用バーコードを読み取り、お支払い手続きを行います。
- 注意点
 - ・納付書ごとに納付の手続きが必要となります。
 - ・納付方法によって納付できる上限額が異なります。
 - ・納付金額は、事前にチャージされたチャージ残高から引き落としされます。
 - ・チャージ金額が請求金額に足りないときは、お支払いは成立しません。
 - ・一度納付が完了した決済の取り消しはできません。
 - ・手数料はかかりません。

●エルタックス (eLTAX) を利用した電子納税の利用方法●

- 法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税(特別徴収)が利用できます。
自宅やオフィスのパソコンから納付情報の発行依頼を行い、受け取った納付情報をもとに、インターネットバンキング、ダイレクト納付、ATM、クレジットカード納付などが利用できます。
※詳しくは、**7市税の電子申告・電子納税**(68ページ)をご覧ください。

●口座振替(自動払込)の利用方法●

- 納税は便利な口座振替(自動払込)をご利用ください。

口座振替(自動払込)は、金融機関(郵便局含む)の預貯金口座から自動引き落としにより納税することができ、窓口に出向く必要がなくなるため、大変便利です。また、一度手続きをすれば、原則としてその後は税額の増減に関わらず継続され、納税の記録を通帳等に残すことができます。

- 「口座振替依頼書(複写式)」により申込する場合

相模原市内の金融機関・郵便局、市窓口(納税課、緑・南市税事務所、各まちづくりセンター(橋本、中央6地区、大野南を除く)、各出張所)に置いてある「口座振替依頼書(複写式)」に記入・押印のうえ、窓口でお申し込みください。

なお、市外の金融機関(郵便局含む)で手続きする場合や窓口に出向くのが困難な場合は、「口座振替依頼書(複写式)」をお送りしますので、納税課にご連絡ください。

●「口座振替依頼書（ダウンロード専用）」により申込する場合

市ホームページから「口座振替依頼書（ダウンロード専用）」をダウンロードし、記入・押印のうえ、納税課までお送りください。

●「Web口座振替受付サービス」により申込する場合

市ホームページから専用サイトにアクセスし、口座振替を希望する税ごとに必要事項を入力し申込手続きを行ってください。

市ホームページで「Web口座振替受付サービス」と検索するか、右のQRコードを読み込んでください。

※一部利用できない金融機関があります。

※税目ごとに口座振替申込手続きが必要です。

※メンテナンス時間中はご利用できません。詳しくは市ホームページをご覧ください。



Web口座振替受付サービス

●「キャッシュカード」により申込する場合

納税課、緑・南市税事務所、国保年金課、緑・南区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）の窓口では、金融機関のお届印なしで口座振替の申込みができます。

利用可能な金融機関のキャッシュカードの読み込みと暗証番号の入力、口座振替依頼書の記入だけで受付が完了します。

※一部利用できない金融機関があります。

※来庁された方の本人確認をさせていただきます。

※一部のキャッシュカード（IC専用カード、家族カードなど）は利用できない場合があります。

●口座振替できる税金

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税

※税目ごとの登録になります。資産ごと、車両ごとに別口座にはできません。

●振替の方法

全期前納振替 … 年税額を一括して第1期の納期最終日に振り替えます。

期別振替 … 各期の税額をそれぞれの納期最終日に振り替えます。

●振替の開始時期

・「口座振替依頼書（複写式及びダウンロード式）」、「キャッシュカード」により申込する場合
毎月10日までに受理されたものは、翌月中旬以降到来する納期から振替

・Web口座振替受付サービスにより申込する場合

税目と納期により申込期限が異なります。具体的には次のとおりです。

税目	第1期(全期)	第2期	第3期	第4期
市県民税	5月10日	7月31日	9月30日	12月31日
固定資産税・都市計画税	4月10日	6月30日	8月31日	11月30日
軽自動車税(種別割)	4月10日			
国民健康保険税	毎月20日までに受け付けたものは、翌月中旬以降到来する納期から振替			

《固定資産税・都市計画税の口座振替》

固定資産をお持ちの方で、共有から単独所有への変更、単独所有から共有への変更、共有筆頭者、共有構成者の変更があった場合は、再度申し込みが必要となります。なお、所有資産や税額の増減に関わらず、次年度以降も継続して預貯金口座から振替となります。

●市税の滞納●

滞納とは、納期限までに市税が納付されないことをいいます。

法律では、滞納が発生すると、まず督促状をお送りし、督促状発送後10日を経過した日までに納付が無い場合は、差押えなどの滞納処分を行わなくてはならないことになっています。

また、滞納期間と税額に応じて発生した延滞金を合わせて請求することになります。

○滞納処分

市税を滞納したままの場合、納期限までに納めた方との公平性を保ち、税収を確保するため、法律に基づき、滞納している方の財産（給与・預貯金・不動産・動産など）を差押えて、換価（取立て、公売）を行い、その売却代金などを滞納市税に充当します。

○納付は納期限内に

市税の滞納整理には多大な費用がかかります。

これらの費用も税金から支出することとなりますので、市税を有効に使うためにも、納期限内での納付をお願いいたします。

事情により、どうしても納期限内に納付することができない場合は、事前に納税課、緑市税事務所、南市税事務所にご相談ください。

○休日納税相談窓口 ～ご相談はお早めに～

平日に市税の納税相談ができない人のために、休日納税相談窓口を開設しています。また、電話での相談も受け付けます。

- 開設日時 ホームページ・広報でお知らせします。
- 場 所 納税課（市役所本館1階）・緑市税事務所（緑区合同庁舎5階）
南市税事務所（南区合同庁舎3階）

○「納付お知らせセンター」による納付案内

相模原市では、納期限までに納めていただけるよう、様々な機会をとらえてお知らせしているところですが、なお滞納している人に対し、税制・債権対策課内に設置した相模原市役所納付お知らせセンターから電話によるお知らせを行っています。

- 実施日時 平日 午前9時から午後4時まで
夜間 午後6時まで（週1日）
休日 午前9時から午後4時まで（年3日）

●お知らせの内容

電話の際はオペレーターが「相模原市役所納付お知らせセンター」と名乗り、滞納となっている税金の種類、税額等をお伝えするとともに、市がお送りしている納付書でのご納付をご案内します。納付書を紛失された場合は、再度お送りいたしますのでお申し出ください。

また、やむを得ない事情等で納付が困難な場合は、納付相談担当へおつなぎするなどのご案内をします。

●不審な電話にご注意ください。

センターから電話で現金自動支払機（ATM）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、センターはお知らせや納付書の送付のみを行い、訪問による徴収を行うこともありません。

不審に思われた場合は、税制・債権対策課までお問い合わせいただくか、最寄りの消費生活センターや警察署にご相談ください。

○延滞金

納期ごとの納めるべき税額が、その納期限までに完納されない場合には、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じて以下の割合で計算した額の延滞金を本税に加算して納付することになります。

- 令和3年1月1日以後の割合…延滞金特例基準割合^(注1)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。)
- 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合…特例基準割合^(注2)に年7.3%の割合を加算した割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合)
- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの割合…年14.6%の割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合)
- 平成11年12月31日までの割合…年14.6%の割合(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%の割合)

(注1) 延滞金特例基準割合

- 令和3年1月1日以後の延滞金特例基準割合
平均貸付割合(前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合。)に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

(注2) 特例基準割合

- 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの特例基準割合
各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。
- 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの特例基準割合
各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(当該割合に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に年4%の割合を加算した割合。

特例基準割合の適用期間等ごとの延滞金割合の推移

特例基準割合の適用期間等	a 納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合	b それ以降の延滞金の割合
平成11年12月31日以前	7.3%	14.6%
平成12年1月1日～平成13年12月31日	4.5%	14.6%
平成14年1月1日～平成18年12月31日	4.1%	14.6%
平成19年1月1日～平成19年12月31日	4.4%	14.6%
平成20年1月1日～平成20年12月31日	4.7%	14.6%
平成21年1月1日～平成21年12月31日	4.5%	14.6%
平成22年1月1日～平成25年12月31日	4.3%	14.6%
平成26年1月1日～平成26年12月31日	2.9%	9.2%
平成27年1月1日～平成28年12月31日	2.8%	9.1%
平成29年1月1日～平成29年12月31日	2.7%	9.0%
平成30年1月1日～令和2年12月31日	2.6%	8.9%
令和3年1月1日～令和3年12月31日	2.5%	8.8%
令和4年1月1日～令和5年12月31日	2.4%	8.7%

○延滞金の計算方法

$$\text{延滞金額} = \text{X} + \text{Y}$$

X：納期限の翌日から1ヶ月を経過するまでの延滞金額。ただし、延滞金特例基準割合又は特例基準割合を用いて計算した場合に、計算結果に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。

Y：納期限の翌日から1ヶ月を経過した日以後の延滞金額。ただし、延滞金特例基準割合又は特例基準割合を用いて計算した場合に、計算結果に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額。

* 計算した延滞金額が千円未満の場合はその全額を、金額が千円以上で百円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てます。

$$\text{X} = \frac{\text{未納額} \times \text{割合1} \times \text{日数1}}{365 \text{日}} \quad \text{Y} = \frac{\text{未納額} \times \text{割合2} \times \text{日数2}}{365 \text{日}}$$

未納額：納期ごとの納めるべき税額

- ・当該税額が2千円未満の場合は全額を切り捨てた額
- ・当該税額が2千円以上で、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額

割合1：納期限の翌日から1か月を経過する日までの延滞金の割合
(60ページ 特例基準割合の適用期間等ごとの延滞金割合の推移aの割合)

日数1：納期限の翌日から1か月を経過する日までの日数

割合2：納期限の翌日から1か月を経過する日以降の延滞金の割合
(60ページ 特例基準割合の適用期間等ごとの延滞金割合の推移bの割合)

日数2：納期限の翌日から1か月を経過する日以降の日数

〈例〉納めるべき税額が156,200円、納期限が令和5年5月31日で、令和5年10月1日に全額を納付した場合の延滞金の計算

$$X = 156,000 \text{円} \times 2.4\% \times 30 \text{日} / 365 \text{日} = 307 \text{円}$$

$$Y = 156,000 \text{円} \times 8.7\% \times (123 \text{日} - 30 \text{日}) / 365 \text{日} = 3,458 \text{円}$$

$$307 \text{円} + 3,458 \text{円} = 3,765 \text{円}$$

延滞金額 3,700円 (100円未満切り捨て)

○延滞金の減免

災害により被害を受けた場合や、生活が著しく困難となるなど特別な事情がある場合には、その実情に応じて、延滞金を減免する制度がありますので、納税課、緑市税事務所、南市税事務所にご相談ください。

●市税の減免と猶予●～ご相談はお早めに～

災害により被害を受けた場合や、生活が著しく困難となるなど特別な事情がある場合には、その実情に応じて、税の減額又は免除、あるいは一定期間納税を猶予する制度があります。

○**減額又は免除** 減免を受けるためには、各税の納期限までに、以下の窓口にご相談ください。

〈例〉**個人市民税・県民税…市民税課、緑市税事務所、南市税事務所**

・生活保護による扶助を受ける場合や災害により納付が著しく困難と認められる場合等。

固定資産税・都市計画税…資産税課

・生活保護による扶助を受ける場合や災害により家屋などに被害を受けた場合等。

軽自動車税(種別割)…市民税課、緑市税事務所、南市税事務所、城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

・障害者等の方のために軽自動車等を所有、使用する場合等。

その他諸税(法人市民税、事業所税)…市民税課

国民健康保険税…国保年金課、緑区役所区民課、南区役所区民課、

城山・津久井・相模湖・藤野の各まちづくりセンター

○**猶予** 納税の猶予を受けられるのは、次のような場合です。

- ・財産が災害又は盗難にあったとき。
- ・本人や生活をともにする親族が病気や負傷したとき。
- ・事業に大きな損失を受けたとき。など

なお、猶予される税額が100万円を超えるときは、原則として、担保が必要となります。

また、猶予される期間は、1年以内(事情により最長2年まで)です。

《平成28年度課税分から換価の猶予の申請ができるようになりました》

詳しくは、納税課、緑市税事務所、南市税事務所にご相談ください。

5 審査請求・審査申出

市税の賦課決定や督促などについて不服があるときは、市長に対して審査請求をすることができます。なお、固定資産課税台帳に登録された価格の不服については、固定資産評価審査委員会に対して審査申出をすることができます。

審査請求に対する裁決又は審査申出に対する決定になお不服があるときは、その取消しを求める訴えを提起することができます。

●市長への審査請求●

審査請求ができる人	市税の賦課決定や督促などの処分を受けた人	
相手方	相模原市長	
請求期間	賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から3か月以内
	督促	督促状を受け取った日の翌日から3か月以内
	不動産などの差押え	差押えの通知を受け取った日の翌日から3か月以内

●固定資産評価審査委員会への審査申出●

審査申出ができる人	固定資産税の納税義務者
相手方	相模原市固定資産評価審査委員会
申出期間	固定資産課税台帳に価格等を登録した旨を公示した日（原則4月1日）から、納税通知書を受け取った日後3か月以内
申出ができる事項	固定資産課税台帳に登録された価格

（注）基準年度（3年に1度の評価替えを行う年度）以外の年度では、地目変換や増改築等の理由により、価格に変更があった場合に限り審査の申出ができます。
 次回の基準年度は令和6年度です。

6 市税に関する証明と閲覧

主な証明・閲覧の種類 *は委任状が不要です	内 容	窓 口		コンビニエンスストア等での取得	休日窓口サービスでの受付	郵送による取得
		市民税課 緑市税事務所 南市税事務所 城山・津久井 相模湖・藤野 各まちづくりセンター	左記以外の まちづくり センター (橋本、中央6地区、 大野南を除く)			
市民税関係	市民税・県民税 課税証明書 (非課税証明書、所得証明書)	収入・所得・税額など 非課税の場合、非課税であること	○	○	○	○
	法人所在証明書 *	市内法人の所在地・法人名称	○			○
	個人営業証明書	屋号・事業種類など	○			○
納税証明書	市民税・県民税 固定資産税・都市計画税(償却資産を含む) 国民健康保険税	納付済額・未納額など // //	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
	軽自動車税(種別割)[車検用を除く]	//	○	○	○	○
	法人市民税、事業所税	//	○			○
	滞納処分を受けたことのない証明書	滞納処分を受けたことのないこと	○			○
	未納の税額がない証明書	未納の税額がないこと	○			○
	軽自動車税(種別割)[車検用]*<無料> ・未納の場合、連絡所では発行できません。	対象車両の軽自動車税(種別割) に未納がないこと	○	○		○
					○	○
資産税関係	土地・家屋 課税台帳記載事項証明書 (評価証明書)	筆・棟ごとの所在地番・価格 (評価額)・課税標準額など	○			○
	土地・家屋 課税台帳記載事項証明書 (評価証明書 地方税法施行令第52条 の15の表の第4号用) ・裁判費用の算定等で使用します。	筆・棟ごとの所在地番・価格 (評価額)など	○			○
	土地・家屋 公課証明書	筆・棟ごとの所在地番・価格 (評価額)・税額相当額など	○			○
	土地・家屋 名寄帳記載事項証明書	全資産の明細(償却資産除く)	○			○
	固定資産税・都市計画税 課税証明書	全資産の合計税額(償却資産除く)	○			○
	地方税法第422条の3 価格決定通知書 (土地・家屋)* (通称:登記用評価証明書) <無料> ・登記官押印の「固定資産評価証明書交付 依頼書」が必要です。	筆・棟ごとの所在地番・価格 (評価額)などの通知	○			○
	家屋滅失証明書	滅失した家屋の所在地番、家屋番 号、滅失年月日など	○			○
	家屋不存在証明書	申請された所在地番には家屋課税 台帳がないこと	○			○
	無資産証明書	土地・家屋課税台帳に登録された 資産がないこと	○			○
	償却資産課税台帳記載事項証明書	価格(評価額)、課税標準額等	○			○
閲 覧	住宅用家屋証明書* ・登録免許税軽減のために使用します。 また、確定申告の際に使用する場合があります。	租税特別措置法に規定される 住宅用家屋であること	○			
	公図*	土地の位置・形状など	○			
	土地・家屋 課税台帳 <納税義務者及び納税義務者から委任 を受けたものは無料> ・閲覧者に制限があります。	評価証明書と同じ 筆・棟ごとの所在地番・価格 (評価額)・課税標準額など	○			
	償却資産課税台帳 <無料>	価格(評価額)、課税標準額等	○			

- (1)証明、閲覧手数料は1件につき300円(ただし、住宅用家屋証明書は1,300円、コンビニエンスストア等での取得は250円)。
- (2)コンビニエンスストア等で取得するには、取得時に相模原市に住民登録があることと、暗証番号を登録した本人の「マイナンバーカード」が必要です。また、マルチコピー機設置店舗でのみご利用いただけます。
- (3)上記以外の出張所・連絡所での取得の可否及び証明書・閲覧については市民税課までお問い合わせください。

● 証明書の取得方法 ●

証明書は申請窓口のほか、コンビニ交付サービスまたは郵送による申請により取得することができます。また、休日窓口サービスを利用して申請を行い郵送により取得することができます。

I 窓口での取得

提出書類	申請書（申請窓口にあります。ホームページからも取得できます。）
申請できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・現在相模原市内で住民票上同一世帯の親族 ・委任状または代理人選任届（法人からの委任は法人代表者印の押印）を持参した代理人（一部不要な証明書・閲覧があります。）
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口に来る人の本人確認書類（運転免許証・写真付住民基本台帳カード・マイナンバーカード・在留カード・身体障害者手帳等公的な顔写真つきの本人確認書類は1点、健康保険証・年金手帳・社員証などは2点提示してください。個人番号の通知カードは本人確認書類として取り扱いできません。） ・法人からの申請の場合は法人代表者印（法人代表者印が押印された申請書または委任状等を持参する場合は必要ありません。） ・代理人による申請の場合は委任状または代理人選任届 ・証明手数料
受付時間	月曜日から金曜日（祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）午前8時30分から午後5時まで
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・相続人からの申請は被相続人と相続人の続柄、被相続人の死亡日がわかる戸籍謄本等の提示が必要ですのでお持ちください（写し可）。 ・「土地・家屋評価証明書、公課証明書」等で、年の途中で所有者となられた方からの申請の場合は所有者が変わったことの確認のため、登記事項証明書または売買契約書等の提示が必要ですのでお持ちください（写し可）。

II コンビニエンスストア等での取得（コンビニ交付サービス）

証明書の一部がコンビニエンスストア等で取得できます。証明書をコンビニエンスストア等で取得するためには、取得時に相模原市に住民登録があることと、暗証番号を登録した本人の「マイナンバーカード」が必要です。

取得できる証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税課税（非課税・所得）証明書 ・市民税・県民税納税証明書 ・固定資産税・都市計画税納税証明書
利用時間	午前6時30分から午後11時まで *12月29日から1月3日及びメンテナンス時は休止します。
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> ・セブン-イレブン ・ローソン ・ファミリーマート ・ミニストップ ・ポプラ ・日本郵便 ・イオンリテール ・ココカラファイン 等 <p>*マルチコピー機設置店舗に限ります。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・取得できるのは直近2年分となります。 ・年度切替の時期（4月末から6月上旬）は取得できない証明書もあります。 ・納税証明書は未納がある場合は取得できません。 ・固定資産税・都市計画税の納税証明書は単独所有分のみ取得できます。共同所有分は取得できません。

Ⅲ 休日窓口サービスでの受付

休みの日に休日窓口サービス開設場所で申請を受付し、後日ご自宅に証明書を郵送いたします。

申請を受けることのできる証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税課税（非課税・所得）証明書 ・市民税・県民税納税証明書 ・固定資産税・都市計画税納税証明書 ・国民健康保険税納税証明書 ・軽自動車税（種別割）納税証明書 ・軽自動車税（種別割）納税証明書 [車検用]
開設場所	<ul style="list-style-type: none"> ・中央区役所（相模原市役所本庁舎1階 裏玄関守衛室横） ・緑区役所（緑区合同庁舎1階） ・南区役所（南区合同庁舎1階）
開設日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
開設時間	午前8時30分から午後5時まで（ただし、第2・第4土曜は正午から午後5時まで）
申請方法	「I 窓口での取得」に同じです。なお、手数料のほかに切手を貼った返信用封筒をお持ちください。

Ⅳ 郵送による取得

証明書（住宅用家屋証明書及び閲覧関係を除く）は郵送によって取得することができます。

申請できる人	<ul style="list-style-type: none"> ・本人 ・委任状または代理人選任届（法人からの委任は法人代表者印の押印）により委任を受けている代理人（一部不要な証明書があります。）
郵送していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 郵送用の申請用紙をホームページから取得できます。 なお、次の項目を記載してあれば用紙は問いません。 ①申請者の住所（転出された方は転出前の相模原市の住所と現住所）、②氏名（ふりがな）、③押印（個人については押印不要。法人については法人代表者印）、④生年月日、⑤電話番号（昼間の連絡先）、⑥必要な証明書の種類、⑦年度、⑧部数、⑨使用目的 〔注〕資産税関係の申請については所有者の住所、氏名、土地・家屋の所在地番・家屋番号、軽自動車税（種別割）納税証明書 [車検用] の申請については車両のナンバーも記載してください。 ・手数料 手数料に相当する郵便定額小為替を郵便局で購入の上、同封してください。 ・返信用封筒 切手を貼って返信先（申請者の氏名・住所または名称・所在地）を記入した返信用封筒を同封してください。 ・本人確認書類 運転免許証・マイナンバーカード・健康保険証等の写し ・その他 代理人による申請は委任状または代理人選任届を同封してください。 相続人からの申請は被相続人と相続人の続柄、被相続人の死亡日がわかる戸籍謄本等の写しを同封してください。 「土地・家屋評価証明書、公課証明書」等で、年の途中で所有者となられた方からの申請の場合は所有者が変わったことの確認のため、登記事項証明書または売買契約書等の写しを同封してください。
申請宛先	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所市民税課諸税証明班

転入した場合の市民税・県民税課税証明書は？

Q 私は、令和5年3月1日に相模原市へ転入してきました。令和5年度の市民税・県民税課税証明書は相模原市で取れますか？

A 令和5年度の市民税・県民税課税証明書は、原則として令和5年1月1日にお住まいの市区町村で発行されますので、相模原市では発行できません。令和5年1月1日にお住まいの市区町村へご請求ください。

本人以外の方の税証明書の申請は？

Q 私は、同居人の税証明書を取りたいのですが、委任状がないと申請できないのですか？

A あなたが、相模原市内に在住しており、同居人と親族でありかつ住民票上同一世帯である場合には、委任状又は代理人選任届は省略できます。ただし、同居の場合でも、住民票上別世帯である場合や同居人が親族ではない場合には委任状又は代理人選任届が必要です。

また、いずれの場合でも窓口にお越しになる方の本人確認ができるもの（運転免許証・写真付住民基本台帳カード・マイナンバーカード・在留カード・身体障害者手帳等公的な顔写真つきの本人確認書類は1点、健康保険証・年金手帳・社員証などは2点提示してください）が必要になります。なお、個人番号の通知カードは本人確認書類として取り扱いできません。

相続のために固定資産の証明書を取るには？

Q 父が亡くなり、相続手続きのために土地、家屋の評価証明書を取りたいのですが？

A 土地・建物の所有者が亡くなり相続の手続き等のために固定資産の証明書を取る場合は、申請者が相続人であることを確認させていただきます。窓口にお越しになる方の本人確認ができるものとあわせ、所有者が亡くなっていることと、申請者との続柄がわかる戸(除)籍謄本などをご用意ください。

* 郵送の場合には前のページをご覧ください。

7 市税の電子申告・電子納税



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー

相模原市では、地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）を利用して、インターネットにより電子的に行う市税の電子申告・電子納税のサービスを行っています。

●エルタックスの概要●

- 地方公共団体の窓口に出かけなくても、オフィスなどからインターネットで簡単に地方税の申告、申請・届出、納税などの手続きができます。
- 複数の地方公共団体への申告等をまとめて一度に送信できます。
- 市販の税務会計ソフトで作成したデータが使えます（エルタックス対応ソフトに限ります）。
- エルタックス対応ソフトウェア（PC deskなど）で申告書の作成・送信、インターネットバンキングやATMなどからの納税ができます。

●相模原市でご利用いただけるサービス（手続き）●

電子申告	固定資産税（償却資産） 法人市民税 個人市民税・県民税（給与支払報告書などや特別徴収関連手続き） 事業所税
電子申請・届出	法人市民税（法人設立・開設届出書、変更異動届出書） 個人市民税・県民税（特別徴収：特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書） 事業所税（事業所等の新設・廃止申告書） 猶予の申請等
電子納税	法人市民税 事業所税 個人市民税・県民税（特別徴収）

●利用の流れ●

- （電子申告）
- ① 電子証明書を取得します。
 - ② 利用届出を行います。
 - ③ e-Mailで「**手続完了通知**」を受け取ります（利用者IDの取得）。
 - ④ エルタックス対応ソフト（PC desk等）を入手します。
 - ⑤ エルタックス対応ソフトから申告書を作成して、ポータルセンターに送信します。
 - ⑥ 受付状況を確認します。
- （電子納税）
- ① 利用届出を行います。
 - ② 納付情報の発行依頼を行います。
 - ③ 納付情報を受け取り、確認します。
 - ④ インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカードやATMなどにより納付を行います。
 - ⑤ 納付手続完了後、「**納付完了通知**」がメッセージボックスに格納されます。
*申請・届出については、電子証明書があれば利用できます。ただし、代理人の場合には必ず利用者IDが必要です。手続きはWebブラウザから行うことができます。

eLTAX（エルタックス）に関するお問い合わせ先

eLTAXの利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

なお、eLTAXご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAXホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAXホームページの「よくあるご質問」：<https://eltax.custhelp.com/>



8 市税の窓口案内

お問い合わせの内容	担当課	電話番号
個人の市民税・県民税	市民税課 賦課第1・2・3班	042-769-8221
軽自動車税、市たばこ税、法人市民税、事業所税、入湯税	市民税課 諸税証明班	042-769-8297
固定資産税(土地・家屋)、都市計画税(土地・家屋)	資産税課 土地評価班 家屋評価第1・2班	042-769-8298 042-769-8224
固定資産税(償却資産)	資産税課 償却資産班	042-769-8264
市税の納付、納税相談	税制・債権対策課 市税整理班	042-769-8301
	納税課 収納整理第1・2班	042-769-8300
	緑市税事務所 収納整理班	042-775-8808
	南市税事務所 収納整理第1・2班	042-749-2163
口座振替、市税の還付	納税課 収納管理第1・2班	042-769-8225
市税に関する証明と閲覧	市民税課 諸税証明班	042-769-8297
	緑市税事務所 証明班	042-775-8806
	南市税事務所 証明班	042-749-2161
	城山まちづくりセンター	042-783-8103
	津久井まちづくりセンター	042-780-1400
	相模湖まちづくりセンター	042-684-3214
藤野まちづくりセンター	042-687-5514	
固定資産評価審査委員会	税制・債権対策課 税制班	042-769-8220

市税担当課(所)の所在地	
市民税課	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所第2別館1階)
税制・債権対策課 納税課(収納管理第1・2班) 資産税課	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所第2別館2階)
納税課(収納整理第1・2班)	〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館1階)
緑市税事務所	〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎5階)
南市税事務所	〒252-0377 南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎3階)

9 市税務関係課(所)案内図

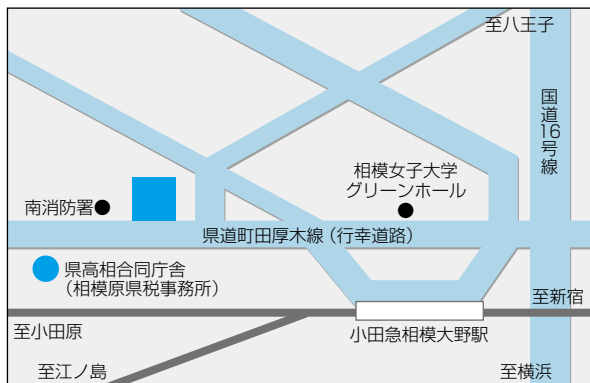
●市役所(69ページ参照)



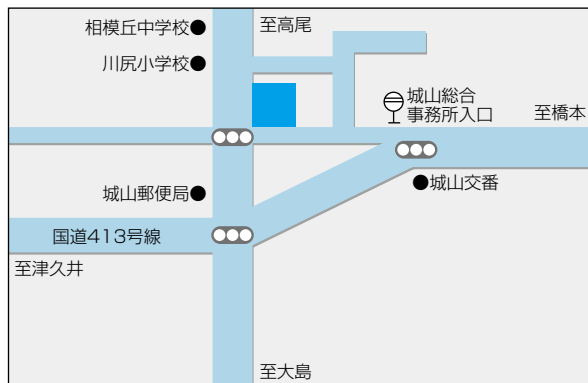
●緑区合同庁舎(緑市税事務所は5階)



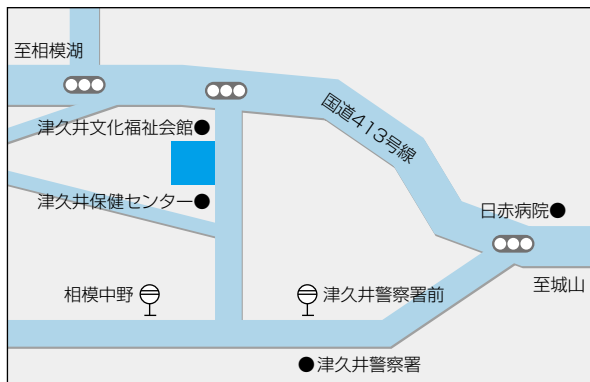
●南区合同庁舎(南区市税事務所は3階)



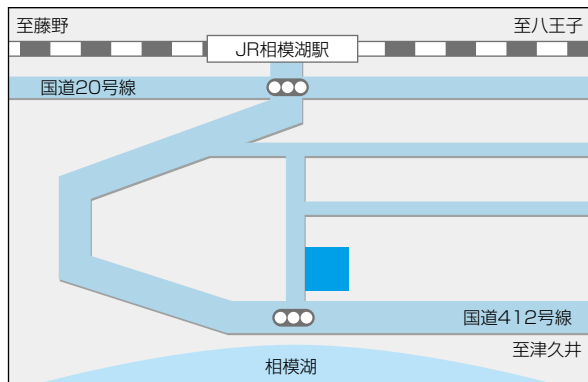
●城山総合事務所(城山まちづくりセンターは第1別館1階)



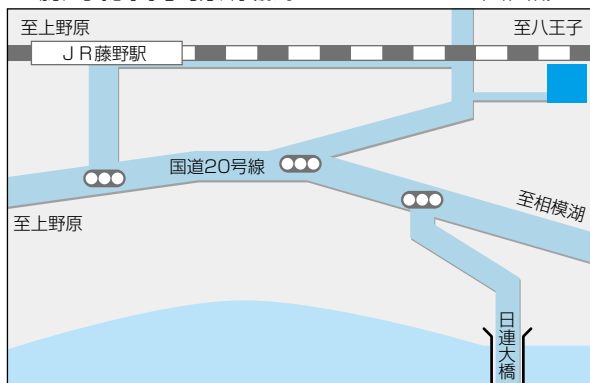
●津久井総合事務所(津久井まちづくりセンターは本館1階)



●相模湖総合事務所(相模湖まちづくりセンターは本館2階)



●藤野総合事務所(藤野まちづくりセンターは本館1階)



10 国税・県税のあらまし

● 国税（主なもの） ●

税目	概要
所得税	個人の所得に対して課税されます。
法人税	法人の所得に対して課税されます。
地方法人税	法人税額を課税標準として課税されます。全額地方交付税の原資になります。
印紙税	契約書、領収書等の経済取引で作成される文書に課税されます。
贈与税	個人から贈与により財産を取得した者に対して課税されます。
相続税	相続又は遺贈により財産を取得した者に対して課税されます。
消費税	商品の販売やサービスの提供などの取引の各段階で課税されます。
登録免許税	不動産の登記や各種法律上の権利などの登録等に際し課税されます。
酒税	清酒、ビール、ウイスキーなどの酒類に対して課税されます。
たばこ税 たばこ特別税	市たばこ税と同様に、たばこの製造者・輸入業者・卸売販売業者が小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税されます。
揮発油税 地方揮発油税	自動車用ガソリン等の揮発油に対して課税されます。
自動車重量税	車検を受ける自動車や車両番号の指定を受ける軽自動車に対して課税されます。

○ 国税に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先	電話・所在地・URL
相模原税務署	電話042-756-8211* 〒252-5211 相模原市中央区富士見6-4-14
インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)	電話0120-205-553
タックスアンサーホームページ * 税に関するインターネット上の税務相談室です。	https://www.nta.go.jp * 国税庁ホームページからご覧ください。

※ 自動音声による案内

税務署にかけた電話は自動音声により案内されます。ご用件に応じて「1」番から「3」番を選択してください。

「1」を選択

国税局電話相談センターへ
国税に関する一般的な相談について

「2」を選択

相模原税務署へ
税金の納付に関する相談や申告相談の事前予約などについて

「3」を選択

インボイスコールセンターへ
インボイス制度及び消費税の軽減税率制度についてのご相談等について

● 県税（主なもの） ●

税 目	概 要
県 民 税	<ul style="list-style-type: none"> • 個人の県民税 県内に住所を有する個人に対して均等割と所得割が、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その所在する区内に住所を有しない者に対して均等割が、個人の市民税とあわせて課税されます。 その他、支払を受ける利子等に対して課税される利子割、上場株式等の配当に課税される配当割、一定の特定口座における上場株式等の譲渡にかかる所得に対して課税される株式等譲渡所得割があります。 • 法人の県民税 県内に事務所、事業所などを有する法人に対して均等割と法人税割が、県内に事務所、事業所はないが、寮、宿泊所、クラブなどがある法人に対しては均等割が課税されます。
事 業 税	個人又は法人が行う事業の所得について、事業を行う個人又は法人に対して課税されます。
地 方 消 費 税	消費税（国税）とあわせて、取引の各段階で課税されます。
不 動 産 取 得 税	土地や家屋といった不動産の取得に対して課税されます。
県 た ば こ 税	市たばこ税と同様に、たばこの製造者・輸入業者・卸売販売業者が小売販売業者に売り渡した製造たばこに対して課税されます。
ゴ ル フ 場 利 用 税	ゴルフ場の利用について、その利用者に対して課税されます。
自 動 車 税	自動車の取得に対して環境性能割が、4月1日現在における自動車の所有者に対して種別割が課税されます。
鉱 区 税	4月1日現在における鉱業権者に対して課税されます。
狩 猟 税	狩猟者の登録を受ける者に対して課税されます。
軽 油 引 取 税	特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで、現実の納入を伴う引取りを行う者に対して課税されます。

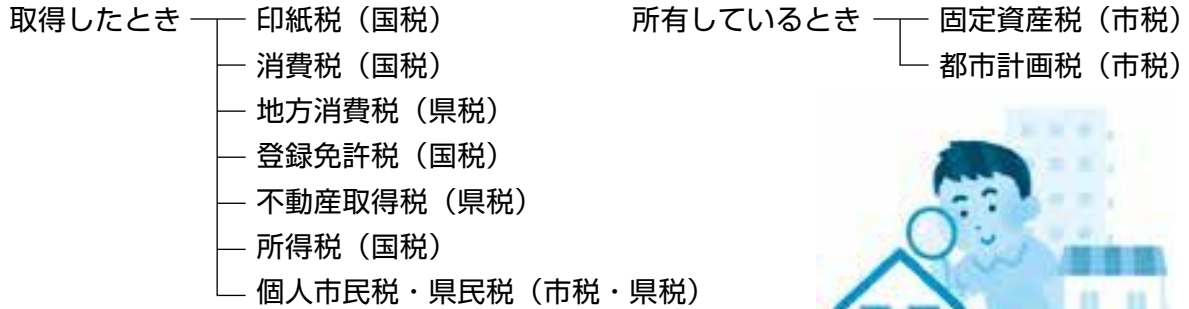
○ 県税に関するお問い合わせ先

お問い合わせ先	電話・所在地・URL
相模原県税事務所	042-745-1111(代表) 〒252-0381 相模原市南区相模大野6-3-1(神奈川県高相合同庁舎内)
相模原県税事務所 津久井支所	042-784-1111(代表) 〒252-0157 相模原市緑区中野937-2(神奈川県津久井合同庁舎内)
県税ホームページ (県税便利帳)	https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/index.html
自動車税コールセンター *自動車税の仕組みや 各種手続きなどのお問い合わせ	045-973-7110

11 マイホームに関する税

マイホームを取得したり、所有したりしているとき、国税・県税・市税などのいろいろな税金が関係してきます。その中には、税金がかかるだけでなく、税の軽減措置もあります。

これらの税金について簡単にご説明します。詳しい内容は、税務署又は県税事務所へお問い合わせください（71・72ページ参照）。



●印紙税（国税）●

家屋を新築する場合は建築業者と請負契約を、建売住宅やマンションを購入する場合は不動産業者と売買契約書を作成することになります。

また、マイホーム資金として銀行などのローンを利用する場合は、ローン（金銭消費貸借）契約書を作成することになります。

このような契約書には、印紙を貼り、消印することで印紙税を納めることになります。税額は、契約金額により決まります。

○印紙税の税額（抜粋）

契 約 金 額		税 率
不動産譲渡契約書	建設工事請負契約書	平成26年4月1日から令和6年3月31日までの間に作成される契約書
100万円超 500万円以下	300万円超 500万円以下	1,000円
500万円超	1,000万円以下	5,000円
1,000万円超	5,000万円以下	10,000円
5,000万円超	1億円以下	30,000円

●消費税（国税）・地方消費税（県税）●

家屋の建築価格や売買価格、業者の仲介手数料などには消費税等（消費税・地方消費税）がかかります。土地については、消費税等はかかりません。支払った消費税等分は、業者が申告して納税します。

○消費税・地方消費税の税率（令和元年10月1日～）

消費税	7.8%
地方消費税（消費税率換算）	2.2%
合計	10.0%

●登録免許税（国税）●

家屋を新築し、または、建売住宅や中古住宅などを取得して、物件が引き渡されるときに、法務局で所有権の登記を行います。また、住宅ローンの借入がある場合は、抵当権設定登記も必要となります。これらの登記を行うときに発生するのが登録免許税です。

税額は、所有権保存登記や所有権移転登記については取得した不動産の価額（固定資産税評価額）に、また、抵当権設定登記については債権金額に、税率を掛けて計算します。

なお、一定の要件を満たす自己の居住用の家屋の登記については、税額が軽減されます。この軽減を受けるためには、市で発行する「住宅用家屋証明書」が必要になります。

●不動産取得税（県税）●

不動産（土地・家屋）を取得した人には不動産取得税がかかります。

税額は、不動産の価格に次の税率を掛けて計算します。不動産の価格とは、実際の購入価格そのものではなく、具体的には次の価格をいいます。

1. 土地や家屋を売買・交換・贈与などにより取得した場合
原則として、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格をいいます。
2. 新築や増改築した家屋又は埋立などが行われた土地を取得した場合
県が調査して、総務大臣の定める固定資産評価基準により評価した価格をいいます。
なお、宅地などを令和6年3月31日までに取得したときは、その土地の価格の2分の1の額が不動産の価格となります。

○不動産取得税の税率

取得の時期	土地	家屋	
		住宅	その他
令和6年3月31日まで	3%	3%	4%

● 所得税（国税） ●

住宅ローン減税制度

住宅ローンを利用して住宅を取得する場合に、取得者の金利負担の軽減を図るための制度です。

居住の用に供した年の翌年の3月15日までに住所地を所轄する税務署に確定申告する必要があります。要件等の詳細につきましては、税務署（71ページ参照）にお問い合わせください。

(1) 令和4年1月以降入居の場合（ただし②に該当するものを除く）

毎年末の住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいずれか少ない方の金額（限度額あり）の0.7%が控除されます。

・主な要件

- ① 合計所得金額が2,000万円以下であること
- ② 50㎡以上であること※1
- ③ 借入金の償還期間が10年以上であること など

・限度額、控除期間（新築住宅の場合）

	居住開始時期	令和4年1月～ 令和5年12月	令和6年1月～ 令和7年12月
認定住宅 (認定長期優良住宅・認定低炭素住宅)	限度額	5,000万円	4,500万円
	控除期間	13年間	13年間
ZEH水準省エネ住宅	限度額	4,500万円	3,500万円
	控除期間	13年間	13年間
省エネ基準適合住宅	限度額	4,000万円	3,000万円
	控除期間	13年間	13年間
その他の住宅	限度額	3,000万円	2,000万円※2
	控除期間	13年間	10年間

※1 ただし、40㎡以上50㎡未満についても、令和5年12月までに、建築確認を受けたもので、合計所得金額が1,000万円以下の年のみ適用。

※2 令和5年12月までに、建築確認を受けたものに適用。

(2) 令和4年12月までに入居の場合

毎年末の住宅ローン残高又は住宅の取得対価のうちいずれか少ない方の金額（限度額あり）の1%が控除されます。

・主な要件

- ① 合計所得金額が3,000万円以下であること
- ② 50㎡以上であること※3
- ③ 借入金の償還期間が10年以上であること など

・限度額、控除期間

居住開始時期	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月※4	
			令和元年10月～ 令和4年12月※5※6※7
限度額	2,000万円※8-1	4,000万円※8-2	4,000万円※8-2
控除期間	10年間	10年間	13年間※9

- ※3 次の期間内に契約した場合は、40㎡以上。ただし、40㎡以上50㎡未満については、合計所得金額が1,000万円以下の年のみ適用。
注文住宅の新築の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
分譲住宅の取得等の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
- ※4 平成26年4月以降でも経過措置により5%の消費税率が適用される場合や消費税が非課税とされている中古住宅の個人間売買などは平成26年3月までの措置を適用。
- ※5 消費税率10%が適用される住宅の取得をした場合。
- ※6 新型コロナウイルス感染症の影響により入居が遅れた場合でも、以下の期限までに契約を行い、令和3年中に入居した場合は適用。
注文住宅の新築の場合：令和2年9月末
分譲住宅の取得等の場合：令和2年11月末
- ※7 令和3年1月1日から令和4年12月31日の場合、次の期間内に契約していることが要件。
注文住宅の新築の場合：令和2年10月1日から令和3年9月30日まで
分譲住宅の取得等の場合：令和2年12月1日から令和3年11月30日まで
- ※8 新築・未使用の長期優良住宅、低炭素住宅の場合はそれぞれ3,000万円（※⁸⁻¹）、5,000万円（※⁸⁻²）。
- ※9 11年目～13年目は、以下の①②のうちいずれか少ない方の金額が3年間に渡り所得税の額等から控除される。
① 住宅ローン残高又は住宅の取得対価（上限4,000万円※⁸⁻²）のうちいずれか少ない方の金額の1%
② 建物の取得価格（上限4,000万円※⁸⁻²）の2%÷3

●個人市民税・県民税（市税・県税）●

所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除可能額がある場合、翌年度分の個人住民税において控除しきれなかった額が控除されます。
詳しくは、15～16ページを参照してください。

●固定資産税（市税）● 30～44ページを参照してください。

●都市計画税（市税）● 53ページを参照してください。

12 自動車に関する税

自動車にかかる税金には、地方税の自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割・種別割）、地方消費税と、国税の自動車重量税、消費税などがあります。これらの税金は、それぞれ次の場合にかかります。

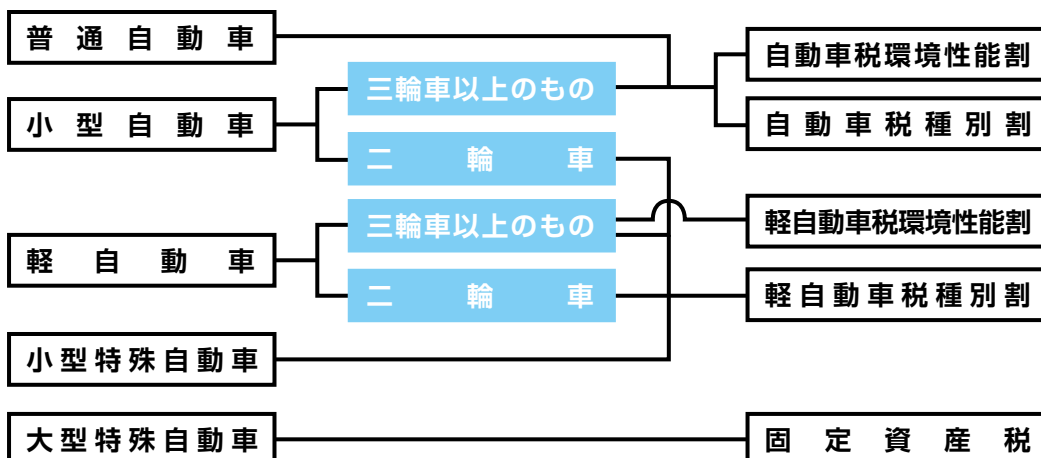
●自動車取得時・保有時等にかかる税

取得したとき	自動車税環境性能割（県税） 自動車税種別割【3月までの月割分】（県税） 軽自動車税環境性能割（市税） 自動車重量税（国税） 消費税（国税）・地方消費税（県税）
保有しているとき	自動車税種別割（県税） 軽自動車税種別割（市税）
車検のとき	自動車重量税（国税）
給油するとき	揮発油税・地方揮発油税（国税） 石油石炭税（国税）、消費税（国税）・地方消費税（県税） 石油ガス税（国税）……タクシーなど 軽油引取税（県税）……トラック、バスなど

※ 国税、県税に関するお問い合わせ先は、71・72ページをご参照ください。

※ 軽自動車税（環境性能割・種別割）については、45～49ページをご参照ください。

●自動車の種別と課税される税



※ 小型自動車 … 四輪車以上で660ccを超え2000cc以下のもの、三輪車は660ccを超えるもの
二輪車は250ccを超えるもの

※ 小型特殊自動車 … ショベル・ローダなどで、最高速度が15キロメートル/時以下のもの
農耕トラクタなどで、最高速度が35キロメートル/時未満のもの

※ 大型特殊自動車 … ショベル・ローダや農耕トラクタなどで、小型特殊自動車以外のもの
（注意）種別には、他に自動車の大きさなどの要件があります。詳しくは、それぞれの税目の担当窓口で
ご確認ください。